

平成 22 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

福岡女子大学

平成 23 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	11
基準4 学生の受入	15
基準5 教育内容及び方法	18
基準6 教育の成果	28
基準7 学生支援等	31
基準8 施設・設備	35
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	38
基準10 財務	41
基準11 管理運営	43
<参 考>	47
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	49
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	50
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	52

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

22年7月	書面調査の実施
8月～9月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～23年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成23年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	元 群馬大学長
鮎川恭三	元 愛媛大学長
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
飯野正子	津田塾大学長
稲垣卓	前 大阪教育大学長
尾池和夫	国際高等研究所理事・所長
大塚雄作	京都大学教授
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	電気通信大学長
金川克子	神戸市看護大学長
北原保雄	元 筑波大学長
郷通子	情報システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小林俊一	秋田県立大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
○佐藤東洋士	桜美林大学長
鈴木昭憲	前 秋田県立大学長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際基督教大学長
永井多恵子	せたがや文化財団副理事長
野上智行	国立大学協会専務理事
ハス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第6部会)

小 川 宣 子	中部大学教授
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
○加 藤 祐 三	都留文科大学長
◎北 原 保 雄	元 筑波大学長
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
土 屋 俊	千葉大学教授
山 内 ひさ子	長崎県立大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成22年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

福岡女子大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教員の業績評価を、詳細な評価基準を定めて実施し、評価結果を処遇に反映している。
- 平成 19 年度文部科学省現代GPに「男女共同参画社会をめざすキャリア教育－学生のキャリア意識と人間力を高める 21 世紀高度教養教育への地方公立女子大学の挑戦－」が採択され、専門性豊かな教養を基礎に、鋭い思考力と総合的な判断力を培い、主体的に行動することができる力を養成するプログラムが強化されている。
- 多様で実効あるFD活動が行われている。
- 各学期に2回の授業アンケートを実施し、結果を授業改善に活かしている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 文学研究科（修士課程及び博士前期課程）においては、入学定員充足率が低い。
- 就職支援については在学生や卒業生の満足度が低い。
- 現在の施設は建築後 40 年以上の年数を経過し老朽化しており、バリアフリー対策も十分とはいえない。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

「次代の女性リーダーを育てる」という大学の理念に基づき、学則第 1 条に、「教育基本法及び学校教育法に基づいて、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び創造的能力を備えた女性を育成し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。」と目的を定めている。さらに、平成 18 年度に当該大学が法人化された際に、中期目標に「福岡女子大学は、その歴史と伝統を大きな資源とし、学生の自主性・自発性を喚起する教育を行い、職場、家庭、地域など社会の様々な分野において重要な役割を担うことができる優秀な女性を育成することを使命とする。」のように基本的な目標も定めている。

また、各学部・学科はそれぞれ教育研究上の目的を規則で定めている。学則の目的を達成するため、文学部は、「国際化・情報化が進展する時代において、人間・社会に対する理解を深め、言語・文化などの専門性豊かな教養を基礎に、鋭い思考力と総合的な判断力を培い、主体的に行動することができる力を養成するとともに、文化の継承と創造にかかわることができる人材を育成する」という理念を設定し、人間環境学部は、「複雑化・多様化する現代社会において、健康と生活環境及びその基盤である自然環境について科学的に分析し、人間を取りまく環境を理解・把握し、健康な暮らしを守り発展させる人材を育成する」という理念を設定して教育を実践している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

学士課程の上に文学研究科、人間環境学研究科を設置し、学士課程では対応できない専門的な教育研究の要請にこたえている。大学院の目的は大学院学則第 2 条に「本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力等を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定められ、同第 4 条及び第 5 条に修士課程（博士前期課程）と博士後期課程のそれぞれの目的を規定している。

文学研究科は、「人間・社会に対する理解を深め、言語・文化などの専門性豊かな教養と高度の専門性を基礎に、鋭い分析力と思考力、総合的な判断力を培い、主体的に行動できる力を養成するとともに、文化の継承と創造にかかわることができる人材を育成すること」、人間環境学研究科は「環境」および「健

康」を基本テーマにした自然科学的視点から高度の教育・研究を目指し、関連する諸分野において、広い視野と専門性を身に付けた人材を育成すること」を理念として、それぞれに目的を具体的に明示している。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

当該大学の目的は、理念、教育の目標、中期目標・中期計画等とともに、ウェブサイトに掲載することにより、社会に公表されている。学内の構成員のうち特に学生に対しては、新入生あるいは上級生オリエンテーションで学生便覧等を用いて周知を図っている。さらに、大学の理念及び教育の目標が記載された大学案内や募集要項を高等学校や企業等へ配布するとともに、オープンキャンパスにおいても配布し、広く周知を図っている。

なお、大学の理念及び教育の目標、大学改革の経過や新学部の情報を掲載したウェブサイトへのアクセス数（ページビュー数）は月平均約18,000件、大学案内配布数は約6,000部、新学部関連小冊子の配布数（3種類）計12,000部となっている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

以下の2学部から構成されており、学則、各学部の基本理念、教育目標等に対応して教育研究活動が展開されている。

- ・ 文学部：国文学科、英文学科
- ・ 人間環境学部：環境理学科、栄養健康科学科、生活環境学科

我が国初の公立の女子専門学校（福岡県立女子専門学校）として設置されて以来、一貫して女子の高等教育に携わってきている。時代の変化に柔軟に対応できる豊かな知識と確かな判断力・適応力を持ち、より良い社会づくりに貢献することのできる女性を育成するため、教育研究活動を展開し、女子大学として教育研究の高度化と個性化を図っている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育科目（全学共通科目）の開講は、全学教員出動体制で実施されており、教養教育をはじめ、教育全般にわたる企画・立案・実行に当たる組織として、教務部会が設置されている。教務部会は、学務担当理事、部局長会議の構成員たる部会長、人文学系（旧一般教育所属の文系教員組織）と各学科から選出された教員、全学共通科目各責任者（総合講座、個別講義・ゼミ、英語、第二外国語、日本語、情報、健康スポーツ）、学務部の事務職員合わせて13人（平成22年度現在、兼務可）をもって構成される。教養教育科目の実質的な運営については、全学共通科目全体の取りまとめ責任者を中心に、各科目責任者が当該科目担当教員全員（専任及び非常勤）と連絡を取り合い、意見調整をして、教育活動を遂行している。教養教育科目の改革改善に際しては、教務部会が必要に応じて各学科、両学部の教授会、研究科委員会からの意見聴取等を行い、科目の新規開設や変更に伴う学則改正等の重要事項は、部局長会議で協議するほか教育研究協議会の審議を経て決定している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は2研究科から構成されている。

- ・ 文学研究科：国文学専攻（修士課程）、英文学専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・ 人間環境学研究科（修士課程）：環境理学専攻、栄養健康科学専攻、生活環境学専攻

研究科を構成する各専攻では、当該大学の大学院学則、各研究科の基本理念、さらに教育・研究目的等に対応して教育研究活動が展開されている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

学則に基づいて、附属施設及び附属機関として、附属図書館、女性生涯学習研究センター、キャリア支援センター、産学官地域連携センター、国際交流センター、情報センターが設置されている。それぞれの設置目的は、各センター規則に明示されている。

各センターは、センター規則によって目的を定め、それぞれの特性による教育研究活動を展開するとともに、当該大学の基本理念及び教育目標・研究目標にも積極的にかかわった活動をしている。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に関する審議組織は、全学的組織として教育研究協議会及び部局長会議、部局ごとの教授会等からなる。これらの会議については、学則、教育研究協議会規程、部局長会議規則、教授会規則及び研究科委員会規則が定められている。教育研究協議会及び部局長会議、部局ごとの教授会はほぼ毎月開催され、教育研究上の重要事項についての審議、協議を行っている。

教授会では、学生の入学、再入学、退学、転学、留学、休学、復学及び卒業その他学生の在籍に関する事項並びに学位の授与に関する事項、教育課程の編成に関する事項、教員の採用、昇任に係る選考、学部の運営に関する重要事項に関する事項等が審議され、研究科委員会でも、ほぼ同様の審議が行われている。緊急な議題が生じた場合には臨時の教授会等を開催して対応している。

大学院の教育研究に係る事項については、年間12回（毎月1回）の各研究科委員会で審議され、研究科相互の客観的評価・点検及び情報の共有と将来構想に関する重要事項に関する協議は、教育研究協議会において審議されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学的な組織として教務部会が設置され、月1回の部会が定期的開催されている。その任務は、主として（1）学部の全学共通科目、専門科目の実施計画や実行に関すること、（2）学部及び大学院のカリキュラムの評価・改善に関すること、（3）学部及び大学院の授業時間割の調整に関すること、（4）その他全学学務に関する事項等である。

最近の具体的な議題の例としては、GPA（Grade Point Average）の導入、全学共通科目カリキュラ

ムの改定、授業時間確保等、大学全体に係わる教育課程・方法等の検討がある。

教職課程に関しても全学的に教職課程部会（委員 10 人）が設置され、科目の設定や廃止並びに年次配当、教職課程の単位認定、教育実習、教職課程認定申請等、教職課程についての運営体制が整えられている。

大学院課程における教育課程や教育方法等については、月 1 回開催される各研究科委員会において検討されている。検討事項については事前に専攻長会議で企画・立案・研究科あるいは専攻間の調整等を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 2 を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織は、学則及び大学院学則に従って授与する学位の種類及び分野に応じて編制されている。学科が教員の基本組織となっており、大学院教育についても、専攻が学科と1対1に対応しているため、学部教育とほぼ同一の教員組織で運営されている。人文科学、社会科学、健康スポーツ及び外国語等の全学共通科目(教養教育)を主に担当している専任教員は学科に属さず人文学系という組織単位を構成し、文学部教授会と文学研究科研究科委員会の構成員となっている。

教育課程の遂行に際しては、学科や学系が中心となり、学科長・学系長がその統括責任を負うことになっている。

また、学校教育法、大学設置基準及び管理栄養士学校指定規則に基づいて、教授・准教授・講師・助教・助手が配置されている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 文学部：専任23人(うち教授13人)、非常勤56人
- ・ 人間環境学部：専任28人(うち教授16人)、非常勤54人

収容定員ベースでの専任教員(人文学系を除く)一人当たりの学生数は、文学部で25.7人、人間環境学部で12.9人であり、当該大学が目指す少人数教育を実現し得る数値となっている。

各学部の専攻科目群又は履修コースごとに、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任の教授又は准教授が担当している。また、毎年度、一部の授業科目(平成21年度では409開講科目中115科目(28.1%))については、より多様な授業内容を目指して、教授会で任用計画を策定し非常勤講師を採用している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 4 人（うち教授 4 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 人間環境学研究科：研究指導教員 15 人（うち教授 13 人）、研究指導補助教員 9 人

〔博士前期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 6 人（うち教授 5 人）、研究指導補助教員 1 人

〔博士後期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 5 人（うち教授 5 人）、研究指導補助教員 0 人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員採用に関する基本方針は、①公募を原則としつつ、女性教員の採用を促進すること、②教員の流動性確保に配慮すること、③専門分野の特性や大学の将来構想に配慮した柔軟な人事制度を構築すること、の3点である。

教員の職位と年齢の関係は、学問分野の特性に応じ若干の差はあるが、教授については60歳以上11人、50歳代16人、40歳代2人、准教授については60歳以上2人、50歳代1人、40歳代13人であり、ほぼ均衡がとれている。

女性教員の比率は、全学平均で47.7%となっており、女子大学であることも反映して高いレベルを維持している。

流動性の確保については、平成18年4月の法人化移行時に任期制（任期5年、再任可）が導入され、平成22年5月現在49.2%の教員が任期制教員となっている。

また、教育研究上の課題に対応して、柔軟な人事を実施するために外国人教員5人、特任教員2人が配置されている。

また、教員の教育研究能力の向上を図るために、長期研修制度を設けて研修を奨励している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用と昇格は、教員の採用に関する規程、教員選考に関する要綱及び教員資格基準に関する規程

に基づいて行われている。各学部・研究科で教員選考委員会が設けられ、教授会、教育研究協議会、理事会の審議を経て採用や昇格が決定されている。その後、理事長（学長）の承認によって発効する。

選考の過程において、学士課程にあつては教育上の指導能力、大学院課程にあつては教育研究指導上の指導能力が評価されている。

公募による採用人事においては、担当する授業科目や教育分野を明示して募集を行い、面接を行って教育上の能力を確認している。また昇任人事の際には、研究業績だけでなく、教育上の経験を確認している。いずれの場合も、教授会における審査が行われている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

個人業績評価委員会が設置され、教育（授業や卒業論文の指導等の実績、学生による授業評価等）、研究（発表論文等）、学内運営（各種委員会・部会等活動等）、社会貢献（学内外講演・運営等の活動、行政等における各種委員会及び高大連携活動等）の4領域において、教員個人業績評価規程及び教員個人業績評価実施要領に基づいて平成19年度から毎年度、詳細な評価基準を定め、教員個人業績評価を実施している。評価結果については、教員の諸活動の活性化を促すために活用されている。例えば、高い評価を受けた教員については給与（勤勉手当）へ反映し、低い評価を受けた教員に対しては、部局の長が指導及び助言を行い改善を促している。

個人業績評価委員会内に設けられたワーキンググループによって、毎年度、評価項目や評価方法等の再点検・改定が行われ、本来の目的である教育研究の活性化を目指している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

各教員は、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容及び教育活動と相関性を有する研究活動を行っており、全学共通科目・学部専門科目・大学院専門科目等の授業内容は研究活動の成果を反映させたものとなっている。特に、学士課程4年次での研究室ゼミ及び卒業研究・卒業製作等、並びに大学院における特別研究や授業科目の多くは、教員の研究活動及び研究業績と緊密に連携している。

各学部・研究科において採用・昇任人事の際に専門分野や業績内容が検証されるとともに、教育課程や授業科目の大規模な改編時だけではなく、定期的に各学部（学科）・研究科（専攻）で教員の研究活動の内容と授業科目の整合性が検証されている。また教育上、研究上の活動を学内外に公表するため学部・研究科で研究成果一覧が作成されている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-1① 大学において編成された教育課程を遂行するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

事務局の学務部、入試・広報・キャリア支援室及び国際交流センターの20人（嘱託職員含む）が教務あるいは学生支援等に関する教育支援業務に主に携わっている。図書館は、司書資格を持つ4人（嘱託職

福岡女子大学

員1人と委託職員3人)で業務を行っている。情報システム・ネットワークの運用については、長年、数理情報教育を担当する教員が中心となって業務を遂行してきたが、平成22年度からネットワーク担当技術職員(嘱託)1人が従事している。

人間環境学部で開講されているすべての実験、実習及び全学共通科目の健康スポーツ実習は、単位を認定する教員1人とそれを補助する1人以上の助手(あるいは助教)及びTAとで担当している。また、全学共通科目の英語(TOEIC試験も含む)の複数の授業において博士後期課程に在籍している大学院生TAを活用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員の業績評価を、詳細な評価基準を定めて実施し、評価結果を処遇に反映している。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

アドミッション・ポリシーは学部・研究科の基本理念・目的に沿って、各学科・専攻で策定されている。

例えば、文学部国文学科では「日本文学や日本語に関心のある人。知的好奇心が旺盛で、何事にも意欲的に取り組むことのできる人。今日の国際化社会の中で、日本文化の特性をきちんと説明できるようになりたいと考えている人。国文学科では、このような人を求めています。みなさんの期待に応えることのできる教育態勢を採っています。高等学校では、基礎的な事項をしっかりと身につけておいてください。」、人間環境学部生活環境学科では「人間の生活環境全般に関心を持ち、国語、社会、数学、理科、英語の総合的基礎学力を持ち、さらに自然科学的知識や思考力に特性をもつ人を望みます。また、感性が豊かで、旺盛な知的好奇心を備え、多様な学問を習得する意欲・能力を持つ人を望みます。」と定められている。

これらのアドミッション・ポリシーは、ウェブサイト、学生募集要項、大学案内等に掲載され、志願者、高等学校関係者、企業等に向けて広く社会に公表・周知されている。大学案内、学生募集要項の冊子は、主要高等学校に送付されるとともに、オープンキャンパス、高等学校訪問等で積極的に活用されている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入を図るため、学部、研究科において多様な選抜が行われている。学士課程においては、一般選抜（個別学力検査前期日程及び後期日程）、社会人、私費外国人留学生及び帰国子女（英文学科のみ）のための特別選抜を実施している。

最も募集人員の多い一般選抜においては、大学入試センター試験（主に6教科5～7科目）及び個別学力検査を課し、中等教育における学習の達成度及び各学部が求める基礎的な学力を測っている。ただし、英文学科の後期日程においては、大学入試センター試験科目を学科の特性に応じ5教科14科目のうちから1科目を課し、また、総合問題により批判的思考力と英語の理解力を持った学生の選抜に努めている。個別学力検査後期日程では、小論文（国文学科、栄養健康科学科、生活環境学科）、総合問題（英文学科、環境理学科）を課し、アドミッション・ポリシーに従い、当該学科に対する興味や勉学意欲をも加味した選抜を行っている。

そのほか、社会人特別選抜、帰国子女特別選抜及び私費外国人留学生特別選抜では、記述式試験による

基礎的学力による判定に留まらず、面接等も実施してコミュニケーション能力や志望する学問分野に対する関心・熱意及び素養等について総合的に判定している。

大学院課程においては、一般選抜、社会人特別選抜及び留学生特別選抜が実施されている。なお、修士課程及び博士前期課程においては、文学研究科は9月（秋季）及び3月（春季）、人間環境学研究科は8月（夏季）及び3月（春季）に選抜試験を実施することにより、受験機会の複数化を実現している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学生、社会人、帰国子女、編入学生に関しては特に特別なアドミッション・ポリシーを設けておらず、一般学生と同等のアドミッション・ポリシーに則り受け入れている。私費外国人留学生、社会人及び帰国子女については、募集要項をそれぞれ作成し募集しており、大学入試センター試験は課していない。

私費外国人留学生の個別学力試験では、すべての学科で学力基盤となる英語を課しており、国語（国文学科）、小論文（英文学科、栄養健康科学科、生活環境学科）、総合問題（環境理学科）を通して入学後の読解力、日本語文章能力、論理構成力を審査している。また、面接では当該大学で学習していく上での日本語コミュニケーション能力、資質や意欲を審査している。日本語能力やその他の基礎学力をみるために、日本留学試験を課している。また、社会人に対しては個別学力試験では、専門的資質を問う筆記試験と面接により、当該大学で学習していく上での資質や意欲を審査している。帰国子女に対しては英文学科においてのみ、英語、小論文、面接による選抜試験を実施している。

編入学及び転入学は、規定は定められているが、1月時点で志望学科の2年次定員を欠いた場合に限り実施することになっているため、過去5年間においては実施されていない。

大学院課程の社会人選抜試験においては、文学研究科国文学専攻では専門科目のほか、外国語又は小論文を、人間環境学研究科では英語のほか、専門科目を課さない（環境理学専攻）、あるいは1科目のみの選択（栄養健康科学専攻、生活環境学専攻）といった、その社会的経験の特性に配慮した受入方法がとられている。人間環境学研究科における外国人留学生の選抜試験においては、社会人選抜と同一の措置が講じられている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜要項や各種学生募集要項は、各学部教授会等の検討を経て、入学試験部会において決定している。また、学部一般選抜においては、出題採点組織、作問から校正、試験実施前点検に係る日程、試験当日の試験実施本部運営に至るまで入学試験部会が掌握している。そのほか、大学入試センター試験実施事項についても、入学試験部会が直接に企画・運営している。

合格者判定は、各学部教授会における議を経て、入学試験部会において最終的に合格者の確認を行っている。

大学院における選抜について、募集要項等の作成、出題者決定、選抜試験の実施、合否判定等は、研究科長を中心に研究科委員会が行っている。その際、願書の受付、募集要項の事務的な業務は、学務部と連携して遂行している。

なお、社会的関心の高い学部一般選抜に関しては、情報公開の観点から、各出願区分の志願者数、合格

者数、合格最高点、最低点、平均点等の情報をウェブサイトや大学案内等で公開している。また、希望者には入試成績（大学入試センター試験の合計点及び科目別個別学力検査得点）を開示している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

年間の各種入学者選抜終了後、入学試験部会においてその経過及び改善が必要と思われる課題について検証し、当該部会及び各部局における検討材料としている。また、新入生アンケート調査を実施し、入学者選抜改善のための基礎情報としている。これらの基礎情報に基づいて、各教授会及び研究科委員会において入学者選抜の見直し、改善についての具体的な検討を行っている。例えば、大学入試センター試験における「リスニング」未受験者の英語得点の取扱いについて、両教授会で検討し、入学試験部会において取扱いを決定し、人間環境学研究科では平成21年度入学試験より、社会人・留学生に専門科目の試験を課すことにしている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成18～22年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 文学部：1.07倍
- ・ 人間環境学部：1.09倍

〔修士課程〕

- ・ 文学研究科：0.60倍
- ・ 人間環境学研究科：1.19倍

〔博士前期課程〕

- ・ 文学研究科：0.48倍

〔博士後期課程〕

- ・ 文学研究科：0.86倍

文学研究科（修士課程及び博士前期課程）については入学定員充足率が低い。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は文学研究科（修士課程及び博士前期課程）を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 文学研究科（修士課程及び博士前期課程）においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

学士課程教育は、当該大学の掲げる基本理念と教育目標に対応して「全学共通科目」と「専門教育科目」の2本柱を有機的に関連付けて、4年間一貫したカリキュラム編成を行っている。さらに平成19年度からは、新たなキャリア教育観を導入した文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」への「男女共同参画社会をめざすキャリア教育－学生のキャリア意識と人間力を高める21世紀高度教養教育への地方公立女子大学の挑戦－」の採択を契機に、従来の枠組みの中に、「職業キャリア導入教育」、「学問キャリア教育」、「男女共同参画関連教育」及び「総合コミュニケーション教育」という新たな観点を取り入れた科目を設け、キャリア教育を強化している。学部学科の4年間を学問キャリアと位置付け、「職業キャリア導入教育」を実践することによって、女子学生各自の人生・職業・学問の課題意識を学問キャリアと有機的に統合し、学部教育全体を広義のキャリア教育としている。平成22年度現在、このプログラム事業の最終段階で、プログラム成果を踏まえてさらに実りある教育課程の改革の次の段階に移行しようとしている。

文学部の「専門教育科目」では、学部の教育目的「入学から卒業までの継続的・体系的な学習により、人間・社会・文化・文学に関わる諸問題を総合的に検討し、専門的学識を備えた応用力豊かな人材を育成

する」を実現するため、次のような特色を持たせている。

国文学科では、1年次に入門や概説の内容を持った専門基礎科目を、2年次に基礎演習や周辺の分野をカバーするような科目を配置し、3年次に少人数による演習及び専門科目の講義を開講することによって、専門的な基礎知識を総合し、4年次での卒業論文に結び付けるようにしている。このようないわゆる積み上げ方式による科目編成を行い、学習の動機付けや、専門領域の学識を高めることを目指している。また、演習の選択は学生の自由意志に任せているが、3年次で履修できるのは3科目を上限とするという履修制限を設けている。なお、4年次で卒業論文に着手するに当たっては、最低修得単位を設けているが、これは、十分な基礎学力を身に付けた上で、「特別研究」によって日本語の基礎や表現に熟達させるべく、添削指導等を行い、質の高い卒業論文作成を目指すためである。英文学科では、専門教育科目に関しては、1年次から専門基礎科目（英語学演習・英米文学演習）を教育課程に組み込み、2年次、3年次には少人数の専門科目及びゼミ科目を分野的にも偏りなく配置し、4年次の卒業論文作成につながる編成を行っている。また、コミュニケーション（英作文・英会話）科目も1年次から段階的に高めていく編成方法を取り、学生が実用的な伝達技術の習得が可能ないように編成している。また、国文学科・英文学科ともに、ほぼ半数の学生が教員免許状を取得するために、教職科目も並行して編成している。

人間環境学部では、学部の教育理念「複雑化・多様化する現代社会において、健康と生活環境及びその基盤である自然環境について科学的に分析し、人間を取りまく環境を理解・把握し、健康な暮らしを守り発展させる人材を育成する」を実現するために、各学科の専門科目では、講義・演習・実験科目が配当され、学生の学習過程に沿って、学部共通基礎科目・学科共通（コア）科目・専攻科目に区分されている。環境理学科と生活環境学科では、2年次後期から2つの履修コースにそれぞれ分かれ、その学問分野で根幹をなす科目を必修科目に指定し専門領域を学ぶとともに、大学院にもスムーズに連結して高度専門職等への道を進めるカリキュラムになっている。栄養健康科学科の専門科目においては、1年次から、食と人・健康・社会環境に関する基礎教育（専門基礎分野）と、管理栄養士として必要な知識や技術を系統的に修得できる専門教育（専門分野）が提供されている。

卒業と学士の学位授与のための要件は、学則第11条において、全学共通科目と専門教育科目についての最低履修単位数の基準が定められ、各学部履修規程で卒業に必要な単位数が定められている。

専門知識だけでなくその実践的応用力の養成も主要な目的・目標として定められており、特に卒業論文・卒業研究での集中的指導によってその能力を高めるため、その履修条件を設け、全学共通科目、及び専門教育科目の履修を3年次までにほぼ修了させる体制がとられている。ただ、複数科目にわたって単位修得できなかった学生には、再履修等の負担が重くなるが、その場合はクラス担任や学科長が指導して、できるだけ4年次への進級、卒業論文・卒業研究への取組が可能になるよう配慮されている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズについては、年1回開催される教職員学生協議会や学生に対するアンケートの実施によって学生の要望・意見を聞き、カリキュラム編成や時間割作成に活かしている。全学的な制度として、他大学等の授業科目については30単位を上限に単位認定する制度を整備している（学則第13条）。国内外の大学との間で単位互換に関する包括的な協定（国外の大学との学生交流協定を含む）は締結されているが、これらの具体的な実施は、まだされていない。編入学者への配慮として、既修得単位の利用を可能に

する方策が講じられている。

入学者への配慮として、入学時に基礎学力テスト等を実施するなどして修学上必要な学力を判定し、基礎学力を補う補習教育等の配慮がされている。各学科では、少人数のゆえに、学業成績の振るわない学生を見出すのは比較的容易で、適宜、クラス担任や個々の教員が個別指導を行っている。

また、社会的要請の強い政策課題に対応した取組として、平成 19 年度文部科学省現代G Pに女子学生の「キャリア（人生）形成」と「男女共同参画社会の実現」を全学体制で目指す「男女共同参画社会をめざすキャリア教育—学生のキャリア意識と人間力を高める 21 世紀高度教養教育への地方公立女子大学の挑戦—」が採択され、専門性豊かな教養を基礎に、鋭い思考力と総合的な判断力を培い、主体的に行動することができる力を養成するプログラムが強化されている。その一環としてボランティア活動等を奨励し、一部単位化を行っている。また、教員免許、管理栄養士、危険物取扱者資格など卒業後に専門性を活かせる資格取得の支援を行うようにしている。就業体験学習（インターンシッププログラム）については単位化には至っていないが、3年次の春季及び夏季に多くの学生（平成 20 年度 29.1%、平成 21 年度 47.2%）が参加している。

全学共通科目や専門教育においては、学問の進展に寄与した研究成果が授業内容に反映されている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

1 単位 45 時間の学修時間の確保については、学生便覧に記載されている「履修の手引き」やオリエンテーション等で学生に周知するように努めている。履修上限を設定するCAP制度については、平成 23 年度に学部・学科の改組に伴う新たな教育課程編成が予定されており、平成 23 年度から導入することを決めている。

平成 20 年度からG P A制度を導入し、一部の学科では、2年次の履修コース分けの際にG P Aを活用している。

個々の科目担当者はシラバスにおいて事前に授業についての指示や参考書の紹介を行い、学生の自主的な学習を促している。

これらのことから、単位の実質化への配慮が一定程度なされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

大学・学部の目標・目的として、専門的知識の教授だけでなくその実践的能力の養成も掲げており、講義で学んだ理論、手法を、講読、演習、実験、実習等を通して実践的に修得するようカリキュラムが編成されている。全学共通科目においては、外国語科目・保健体育科目・情報処理科目が演習・実習的な科目として位置付けられている。人間環境学部では、実験・実習は、各学科で指定された関連講義の単位を修得していないと履修できないようになっている。小規模大学の特色を活かし、全学共通科目や専門教育科目を含めて、教員と学生との双方向型の授業を可能にする少人数のクラス編成が多い。

全学共通科目では、少人数の対話・討論型又はフィールドワーク型の教養ゼミとして「個別ゼミ」が開講されている。専門教育科目においては、各学部で対話・討論型の授業、フィールドワーク、IT機器や技術を活用した授業が行われている。

また、授業科目には、必要に応じて大学院生のT Aが配置され、授業や指導の補助に活用されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

平成14年度からシラバスが冊子として作成されていたが、平成18年度の教務システム（デジタル・キャンパス）を活用したシラバス導入を契機に、教務部会においてシラバスの標準フォーマットを示し、具体的な内容と書き方について指定している。全学生にはインターネットで学内外からシラバスを検索閲覧するよう指導されており、新入生にはガイダンスが毎年行われている。

シラバスの内容は、授業名・担当教員・単位数・開設時期等の必須データのほか、授業の概要、授業のねらい・授業計画が簡潔に書かれ、教科書・参考書の紹介と併せて授業外の学習について履修者への指示が示されている。また、成績評価についてはその方法と評価割合の数値化の方法等が記載されている。オフィスアワーや教員への連絡法についても、専用の項目が設けられている。

また、シラバスの内容と実施された授業に差異があるかなどについては、各学期中に2度行われる授業アンケートによって履修者のチェック及び評価が行われ、教員・学生の両者によってシラバスが検討されている。年度末に行う学生アンケートによると、全授業科目でシラバスを利用している学生は多くはないが、授業選択の際の利用度やシラバスの内容の満足度は高い。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学生の自主的学習を支援するため、附属図書館の開館時間の延長、情報処理室やLL教室の時間外利用を進めるほか、一般教室の時間外利用も行われている。その成果として、学内で複数の自主ゼミ活動も行われている。例えば、国文学科においては、教員免許状取得を目指す学生によって、数年前に教職研究会が組織され、以後毎年4年次生を中心に自主的に模擬授業を行うなどの活動を行い、教育実習へ向けての準備を整えている。また、英文学科の学生を中心に組織する「英語研究会（ESS）」は、英文学研究室や隣接するLL教室において活動を行っている。

自主学習の主な場である附属図書館については、毎年4月に、新入生向け図書館ガイダンス、主に入学生を対象に情報リテラシー講習会等を開催し、学生の履修段階に応じた啓発と支援に努めている。

英語コミュニケーション能力向上のために、全学的にTOEICの協力校となって、受験料の補助や成績優良者の表彰など学内の受験の便宜や活性化を図り、学生の自主的学習を積極的に支援している。また、講義支援システム（Moodle）を運用し、語学や各種の授業科目について、ネット上で学習できる環境を整えている。さらに、学科によっては成績上位者に図書券を支給するなどして、自主学習の意欲を高めるような配慮がなされている。

基礎学力不足の学生への配慮としては、課外に補習授業を実施し、特に高等学校での未履修者においてその効果が現れている。そのほか、オフィスアワーや電子メールを活用した指導あるいはクラス担任制によって、個別的なニーズにこたえている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価と卒業認定については、学則と各学部履修規程において定められている。両学部ともに、100点満点の素点に基づき、「S」（90点以上）、「A」（80点以上90点未満）、「B」（70点以上80点未満）、「C」（60点以上70点未満）、「D」（60点未満）の評価を行って、「C」以上の成績を収めた者に履修単位を認めるよう定められている。科目ごとの成績評価は、多様な評価の観点を総合して行うため、観点と評価割合がシラバスに明記されている。これらについては学生便覧の「V 履修案内」に掲載され、入学時や新年度時の上級生オリエンテーション等でも学生に周知を図っている。

成績評価は、試験、レポート、出席、発表等に基づいて、担当教員が責任を持って行っている。複数教員で担当する科目については、全員の協議により成績評価が行われる。平成21年度の全学共通科目群と専門科目群での成績評価においては、単位未修得者（試験不合格者及び試験未受験者・無効者）は4.5～6.6%と低く、S評価あるいはA評価で単位を修得した学生の割合が過半数を占めている。

3年次が終了した段階で卒業論文（人間環境学部においては卒業研究）の履修条件を満たしているかの判定を行っている。卒業論文・卒業研究の成績評価の基準（合否判定、A～D評価）については各学科で合議により決定される。卒業認定については、各学部とも学部履修規程等に定める各授業科目区分の単位数を修得し、卒業論文・卒業研究に合格したものについて、教授会（卒業判定会議）の議を経て卒業資格が判定され、学部長が卒業を認定し、最終的に学長が卒業証書・学位記を授与している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するため、成績発表があった日から2週間以内に「成績評価の不服申し立て」期間を設け、成績評価に対して疑義がある学生は成績疑義照会届を提出することができる。成績表への記入漏れや誤記入等の事務処理上のミスをチェックした上で、疑義のある場合は科目担当者に連絡し、最終的に学生の納得が得られたかが確認されている。

また、定期試験や普段のレポート等を採点し、あるいはコメントを付けて学生に開示するなどして評価の透明性と正確性の確保に努めている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院の教育課程は、目的とする「精深な学識」を身に付けさせるため、専門科目と専門関連科目とを開講し、段階的な積み上げと分野的に偏らない幅広い知識の修得を可能にする編成がなされている。さらに、各研究科はそれぞれの特性に対応した理念・目的等に関する規則を作成し、これに従い、以下のような科目編成を行っている。

文学研究科では、両専攻ともに、専門科目を複数の分野（国文学専攻：国語学と国文学、英文学専攻：英文学と米文学及び英語学）に分け、専任教員の講義による「特殊研究」、非常勤講師による「特別講義」、及び研究方法や情報収集・論文作成能力の育成のための「特殊演習」を開講している。さらに、「特殊総合研究」として、専攻や分野を越えて複数の分野にわたる教員による演習形式の科目を開講している。

人間環境学研究科では、各専攻ともに、大きく2領域（環境理学専攻：物質科学系と生命科学系、栄養健康科学専攻：食物科学系と健康科学系、生活環境学専攻：材料科学系と設計学系）に分け、「専門科目」には、専任教員の講義を主とする「特論」と、情報の収集・論文等の購読・基礎技術の修得を主とする「特別演習」及び専任の指導教員の下で行う「特別研究」を開講している。また、教育の充実を図るために非常勤講師による特別講義を主とする「総合科目」を開講している。このように、各専攻分野における最新の課題や動向、あるいはスペシャリストに必要な知識を多面的に習得させるような配慮がなされている。さらに、他専攻の授業科目を履修可能とすることにより、各専攻の専門分野の周辺領域に関する知識を幅広く学ぶことができるような編成としている。

授業内容に関しては、文学研究科国文学専攻修士課程では、文学については古代、中古、中世、近世、近代の各時代をカバーする科目を配置し、豊かな文学の素養と広い視野に立つ研究能力を養っている。また、語学でも古代語及び近代語をカバーする科目を配置し、文学に関わるための語学的知見も修得できるよう配慮されている。同英文学専攻博士前期課程・後期課程では、文学研究における詩、小説、演劇及び文学理論のジャンル別に教員を配することにより、多様な専門性にこたえるとともに、文学を総合的な視点から理解できるように配慮されている。また、統語論的アプローチからの古代英語から現代英語に至る通時的教育・研究を行い、英語に対する深い理解とその言葉を基盤とした英語文化への広い視野を与えている。

人間環境学研究科修士課程環境理学専攻においては、「生命」とそれをめぐる「環境」を分子・細胞・個体さらに自然環境に至る各々のレベルで探求するために、分子環境化学・環境応用化学からなる物質化学系と生体情報学・環境機能学からなる生命科学系を配置し、確かな問題意識と解決能力を持ち、先端科学・技術の発展と応用展開を推進できる研究者・高度専門的職業人の養成が行われている。栄養健康科学専攻においては、食品の持つ栄養的機能・嗜好的機能・生体調節機能、食品生産や加工・保存、食品の安全性、調理工程における諸現象等を取り扱う食物科学系と、栄養素の特性や機能、病態栄養と栄養療法、食生活の実態や栄養調査等、食品衛生、人体生理学や医療分野等を取り扱う健康科学系を配置し、管理栄養士をはじめとする食と栄養に関するスペシャリストを養成している。生活環境科学専攻では、生活環境学系においては、エネルギー問題や廃棄物問題、環境汚染問題等を生活者の視点から捉え、それらに対応した環境保全を追究し、また、生活環境設計学系においては、健康で快適な生活環境を構築していく上での要件を生活者の行動・生理・心理等の面から追究し、生活者の視点に立って、生活環境を学際・統合的に解明できる研究者や高度専門職業人の育成が行われている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズにこたえる一例として、両研究科では専門教育のみならず、それぞれの専門を活かした形で、中学校教諭専修免許状、高等学校教諭専修免許状が取得できるよう教職課程が認定されており、各専攻の科目の多くは教職単位としても認められるよう配慮されている点が挙げられる。また、両研究科における「関連科目」や人間環境学研究科における「研究科共通科目」等によって、学生の幅広い興味を満たすことができるような科目配置が行われている。

また、他専攻等の授業科目の履修及び他大学院の授業科目の履修を認めている。文学研究科英文学専攻では、西南学院大学大学院と単位互換を行っている。また、人間環境学研究科では、福岡工業大学（代表校）、九州大学、西南学院大学との共同取組である「国公立大コンソーシアム・福岡ー地域からアジアへ、環境・エネルギー問題に挑むー」が平成20年度の文部科学省「戦略的大学連携支援事業（教育研究高度化型）」に採択され、平成21年度からはコンソーシアム・プログラムを利用し、単位互換を行っている。

専任教員の担当科目は、その専門性を反映させる形で配置されており、最新の研究成果を反映する内容になっている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院学則第13条及び研究科履修規則に単位の認定及び成績評価等について定め、これに基づいて単位が与えられている。各専攻の入学定員が3～5人で少人数教育が可能であり、自ずと、1対1の対話形式に近いものとなり、細やかな指導体制をとることが可能になっている。さらに、オフィスアワーを設定するなど授業時間外の教育・研究指導の機会も設けられている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各専攻の教育目標に応じて、授業形態は講義、対話・討論型が基本の演習、論文指導等が組み合わせられている。すべての授業が少人数、対話・対面形態の授業で行われており、きめ細かな指導が可能となっている。

また、文学研究科においては、「特殊総合研究」や「特殊総合演習」のように、複数の専任教員の組合せによる共同演習・研究を実施し、専攻分野を越えた広い視野が獲得できるような工夫もされている。人間環境学研究科においては、「人間環境学特論」や「人間環境学特別演習」のように、3専攻間の相互乗り入れの「研究科共通科目」を配し、各専攻の専門分野の周辺領域に関する知識を幅広く学ぶことができるようになっている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

従来は、『大学院 履修の手引き』に掲載し配付されていたが、現在は、様式の統一されたシラバスが作成され、ウェブサイトに掲載されている。シラバスには、授業の概要・授業のねらい・授業計画・成績評価方法・オフィスアワー等、必要な情報が盛り込まれており、年度初めのガイダンス等で活用の徹底が図られている。

シラバスの活用状況に関するアンケート調査結果によれば、全員がシラバスを履修選択の際に利用している。また、講義内容がシラバスの記載内容と一致していないものが「かなりある」という回答は30%以下で、おおむね「一致している」と認識している学生が70%を超えている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

各研究科では大学院学則に則って、適切な授業及び研究時間を確保できるように教員が学生の状況を把握し、大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例として、夜間（17時50分以降）あるいは土、日、祝日等にも授業を実施している。職業を持つ学生に長期履修を認めており、その期間の授業料の総額が、同一年度入学の学生が納入する標準修業年限の授業料の総額と同額となるように配慮されている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

すべての専攻において、学位論文の指導教員は、原則として入学出願時に学生が志望教員の希望を出して入学時に決定し、入学後1か月以内に研究課題を定め、研究計画書を提出することになっており、入学当初から落ち着いた環境、きめ細かな指導の下に、課題（目標）を持って研究に臨めるような体制がとられている。当初の計画に基づいて研究が進むように、専攻あるいは指導教員ごとに学会発表やゼミ等での進捗状況を確認・修正しながら指導が行われている。

研究の基盤となる講義においては、大学院学則により、所属専攻分野の講義を必修として定めるとともに、他専攻の講義等も一定数履修できることを認めており、所属専攻分野を中心としつつもそれ以外の多面的な知識・考え方等を修得するよう指導されている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

研究指導に関しては、入学当初から、指導教員を定め指導を実施しているが、人間環境学研究科におい

ては複数の指導教員による研究指導を実施している。

学位論文の指導については、指導教員や研究課題の設定は自主性を重んじつつ、毎年度文学研究科、人間環境学研究科とも入学時に、研究計画書の提出を義務付け、研究課題の確認をし、適切な助言ができるようになっている。指導教員の指導の下、研究課題について、学内外の学会での発表を積極的に勤めて、研究意欲を引き出し、質の向上に努めている。さらに、研究課題によっては、指導教員の研究調査に学生を参加させるなどの指導法もとられている。また、論文審査については、複数の教員により最終審査が行われ、発表会や口述試験等により審査が行われている。

TAの任用については、学生の教育者としてのトレーニングや若手研究者の研究遂行能力の育成とともに、学生の財政的援助を目的として実施している。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

各研究科履修規程に基づき、「A」（80点以上）、「B」（70点以上80点未満）、「C」（60点以上70点未満）、「D」（60点未満）とする成績評価基準で評価している。

すべての専攻において開講授業については、『大学院 履修の手引き』とシラバスの中で学習目標・成績評価方法・評価割合を明示し、学生に周知されている。このほか、年度当初の各専攻のオリエンテーションにおいても、周知が図られている。

また、修了の認定については、学位規程に基づき、複数の教員による論文審査を経て、研究科委員会において修得単位を確認の上、最終判定が行われている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位規程により学位論文の審査に厳正に対応できるような審査体制が整備されている。

文学研究科の修士の学位審査については、所定の単位修得要件を満たした者に、主査1人、副査2人の計3人を決め、論文査読と最終試験である口頭試問、専攻全教員による会議で採点及び合否判定と学位論文審査及び最終試験結果報告書が作成され、最終的には研究科委員会の議によって学位の授与が決定される。博士課程の学位に関しては、「課程博士論文提出の手続き」があり、博士課程の大学院生に周知徹底されている。大学院生は3年次の6月末までに予備審査論文を提出し、博士課程担当教員全員の合議を経て、博士論文提出有資格者となる。その年度末までに博士論文本体を提出し、審査に合格すれば博士の学位が与えられる。審査員は指導教員を主査として、3人を基本とし、必要に応じて学外に審査委員を求めることができる。

人間環境学研究科では、修士の学位審査に際して、入学時に決定した指導教員及び副指導教員を中心に研究科委員会において主査（指導教員）と2人の副査を決定する。修士論文の確認と単位修得状況の確認という予備審査を行い、予備審査を通過した修士論文は、修士論文発表会（口頭試問）を経て、3人の委員による審査に供される。なお、学位授与までのスケジュールは『大学院 履修の手引き』に掲載し、学生に周知されている。論文審査は、研究科委員会において、主査による審査結果が報告され、修士課程修了判定が実施される。修士論文の判定の際には、学術上の創意工夫・新規性、得られたデータの取扱いの

適切さ、先行研究の取扱いの適切さ、論旨の明確性・一貫性、表現・表記法の適切さ、構成の体系性等が評価基準項目として設定されている。

このような評価基準については、大学院生オリエンテーション等で学生に周知されている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

決定された成績・評価に疑義を生じた場合には、学部生と同様、成績疑義照会届を学務部に提出することにより、担当教員から成績・評価についての説明を受けることができる「成績評価に対する疑義申し立て」が可能である。

このことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成19年度文部科学省現代GPに「男女共同参画社会をめざすキャリア教育—学生のキャリア意識と人間力を高める 21世紀高度教養教育への地方公立女子大学の挑戦—」が採択され、専門性豊かな教養を基礎に、鋭い思考力と総合的な判断力を培い、主体的に行動することができる力を養成するプログラムが強化されている。

【改善を要する点】

- 学士課程において、単位の実質化への組織的な配慮が十分とはいえない。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

文学部及び人間環境学部では、学部・学科レベルで学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針を設定している。両学部とも教育の目的は、①幅広い教養と豊かな人間性の涵養、②専門的能力の養成、③男女共同参画社会の実現を目指す能力の養成、④地域社会の課題解決のための実践的能力の養成、⑤情報発信・情報交換能力の養成の5項目となっている。

文学研究科及び人間環境学研究科においても、ほぼ同様の教育目的が設定されている。

成績評価・単位修得・進級・卒業状況の検証については、教授会（研究科委員会）で行うとともに、学生による授業評価や在学生意識調査に基づいて、学習者側からの主体的達成感を検証している。

上記①、⑤については教務部会の中に設置された全学共通科目専門部会において、②については教授会において、③、④についてはキャリア教育推進本部において、講義科目及び内容等の検討が行われている。その一例として、全学共通科目に「人生・職業・社会Ⅰ、Ⅱ」、「キャリア・デザインⅠ、Ⅱ」が平成19年度より開設されている。一方、学部・研究科個別の専門能力育成に関するカリキュラム等の検討・評価及び改善の取組は、随時、教授会・研究科委員会や学科会議等において行われている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

単位修得状況は、平成21年度において単位修得率が94.3%であり、平均修得単位数は141.5である。学部の場合、3年次から4年次に進級する段階で、規程による最低履修単位を満たしている者を確認しているが、過去5年間の平均で文学部94.0%、人間環境学部で96.3%の者が進級している。学部における標準修業年限内の卒業率については、文学部の場合、入学者の83.2%、人間環境学部の場合、入学者の92.8%が、4年間で卒業している。退学者や休学者は、毎年10人余りで推移している。

修士課程の場合、標準修業年限内の修了率は、過去4年間の平均で文学研究科86.7%、人間環境学研究科95.0%である。英文学専攻（博士後期課程）の場合、途中海外留学のために1～2年の休学期間を挟む者もいるが、大半は3年間で所定の単位を修得し、博士論文執筆資格を目指すか、あるいは博士論文本体の執筆に取り組んでいる。

資格としては、文学部生は特に、教員免許状を取得する者が多く、国文学科44%、英文学科43%の学生が免許を取得し、卒業後には教職を目指す者がいる。そのほか、人間環境学部栄養健康科学科では、管

理栄養士国家試験の受験者が多く、過去5年間の合格率は61.8～93.5%である。

卒業論文・卒業研究発表会を学科ごとに公開で実施するほか、卒業論文・卒業研究の内容が在学中あるいは卒業後に学会で発表されることも多い。

また、大学院課程では、学生の研究成果の発表を重視しており、関連する学会等において発表できるように指導されており、各学生が少なくとも1回程度の学会発表を行い、その後、修士論文や公表論文を作成している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教育目的の達成状況を検証するため、学生による授業アンケートを学期ごとに原則として2回、各授業に対して実施し、結果を教員にフィードバックし、授業評価についての授業改善報告書等を作成させるなど、授業力の向上、改善に努めている。また、学士課程と大学院課程の在在学生に対して年度末に在学意識調査を行い、カリキュラムや学生生活について意見聴取している。

卒業予定者に対するカリキュラム評価の調査によれば、全学共通教育と専門教育での授業内容については、「おおむね適切」あるいは「満足」とする回答がともに80%を超えている。また、「現在、卒業論文・特別研究は必修ですが、このことについてあなたの意見をお聞きます。」との設問では、1～3年次の学生では、卒業論文・特別研究を「必修がよい」と答えた学生は、学科で偏りがあるものの全体で53.8%と低いが、卒業予定者では76.7%と高い数値になっている。卒業論文・卒業研究を学士課程の集大成と位置付ける当該大学の教育目的がおおむね達成されているといえる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

就職希望者の就職率に関しては、学士課程においては、全体としては恒常的に9割を保っている。大学院課程においても、大学院生の数が少ないため年度によりある程度の変動は見られるものの、堅調な傾向を示している。

また、学士課程においては、教員免許状の取得率が比較的高いためか、文学部を中心として学校教育や学校教育以外の教育支援業に就くものが多い（平成21年度、28人（21.2%））。栄養健康科学科においては、多くの学生（平成21年度、20人（76.9%））が管理栄養士資格を活かした分野に就いている。全学で約1割程度の学生が当該大学あるいは他大学の大学院へ進学しているが、学科によっては3割を超える年度もある。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業（修了）生、就職先等の企業、高等学校等からの意見聴取が実施されている。

卒業（修了）後3年経過した卒業（修了）生に当該大学の教育等について調査し、「福岡女子大学に入学したこと」、「講義内容と教員の指導」、「教員との交流」の満足度は高いとの結果が得られている。また、「福岡女子大学で学び体験したことで、どんなことがあなたのその後の生活に役立ったと思いますか」と

福岡女子大学

の問いでは、「友人・教員との交際・交流」、「卒業論文（卒業研究）、ゼミ」及び「専門科目」が、「クラブ・サークル活動」、「資格取得」、「就職活動、インターンシップ」、「ボランティア、社会貢献活動」等に比べて高い回答率を示している。

卒業（修了）生が就職した企業等へのアンケート調査では、当該大学の印象は「優秀な学生が多い」（54%）が最も多く、以下、「卒業生が活躍している」（21%）、「入学が難しい」（18%）、「授業料が安い」（15%）、「県民になじみがある」（14%）と続いている。また、高等学校からの意見聴取においても、当該大学の印象は、「入学が難しい」（32%）、「授業料が安い」（28%）、「優秀な学生が多い」（28%）、「県民になじみがある」（25%）が主なものになっている。教職員による企業や高等学校訪問の際にも、随時意見が聴取されている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 授業評価や在学意識調査の結果等によって教育成果を様々な角度から検証を行っている。これらの検証に連動した教職員の様々な活動・努力等が、「学生の授業への満足度」や「福岡女子大学へ入学したこと」への満足度が高いという結果をもたらしている。
- 卒業（修了）生の就職した企業等へのアンケートを実施して、教育成果の確認に努めている。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生に対しては、入学式直後に2日間オリエンテーションを行い、当該大学の教育理念の周知に始まり、充実した学習活動と大学生活を送るためのガイダンスが実施されている。また、新入生同士が懇親の機会を持ち、1つの集団として学び合う意識をはぐくみ、併せて大学生活の不安を意欲に転じる場として、1泊2日の「新入生合宿」が実施されている。

上級生については、新学期の最初に学科別に「上級生オリエンテーション」を行い、ウェブサイト上のデジタル・キャンパス掲載の講義概要を基に授業の履修や年度行事について周知を図っている。また併せて、学年担当教員が種々の相談に応じている。加えて、卒論ゼミの決定に際しては、学生と教員との相談週間を経て決定に至るプロセスが踏まれている。例えば、文学部英文学科の場合は、3年次後期の始まりに「ゼミ希望アンケート」が実施されている。

大学院においても、入学式直後に全体と個別専攻によるオリエンテーションを実施し、「研究計画書」等の提出を求めつつ、研究活動の推進を促している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学習相談については、学務部教務企画班の窓口で随時受け付けるほか、全教員がオフィスアワーを設け、直接の面談と電子メールによる相談により、学生のニーズにこたえている。オフィスアワーの時間帯は学内に常時掲示し、デジタル・キャンパスにより周知されている。なお平成21年度より、「オフィスアワーノート」を教員全員に配付し、相談実態を記録に残す取組が始められている。また学部生に対する種々の学生支援について、卒論ゼミが決定するまでは、学年担任制を敷くことにより責任体制が明確にされている。教員免許状の取得に関しても、助言に当たっている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

学部及び大学院の留学生に対する学習支援としては、正課の授業（「日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「総合日本語Ⅰ・Ⅱ」、「日本事情Ⅰ・Ⅱ」）に加え、種々の支援体制がとられている。国際交流のための事務職員が新たに平成21年度に配置されたことに加え、従来から国際交流センターと学生支援班を中心に、学生によるチューター制度（平成21年度実績3人）の下に学習と生活支援を行い、また教員側では授業外にも日本語の補講をはじめとする様々な支援が適宜行われている。

社会人大学院生に対しては、生活スタイルに配慮して履修可能な授業時間割の編成が行われている。加えて、平成21年度より「長期履修制度（大学院）」が導入され、女性のライフスタイルに応じた受入体制づくりが行われている。

障害のある者に対する支援については、現在在籍している学生や来学者からの支援の要望があれば、これに対応している。入試の事前相談については、この制度があることを入試要項等で知らせ、受験者からの相談があれば、個別に対応することとしている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習の環境として、全学的には附属図書館、女性生涯学習研究センター、情報処理演習室、国文学専攻自習室及び英文学専攻自習室を整備している。附属図書館の館内には、第一及び第二閲覧室、自由閲覧室、ブラウジングルーム、AVコーナーを整備している。AVコーナーには平成18年度からDVDプレーヤーと液晶テレビが整備され、DVD資料により学習ができるため学生によく利用されている。また、23台の学習用パソコンが設置され、インターネット、学内LANに接続しての履修登録、レポートや論文作成等の学生に十分に利用されている。附属図書館は20時まで利用できる。情報処理演習室は授業に使用していない時間には開放し、学生の自主学習の場として利用できるようになっている。また、生涯学習及び女性学に関する調査研究を行う女性生涯学習研究センターにおいても関連資料、図書を備え、自主的学習の施設として利用できるようになっている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生のサークル活動及び自治活動等の課外活動を支援するための学内組織として教員で構成するキャリア支援センターが設置され、事務担当部局である学生支援班とともに課外活動の支援のための企画立案が行われている。サークル活動が自主的かつ円滑に行われるよう、野外施設（運動場、テニスコート、弓道場）、体育館ほかサークル棟を建設し、各サークルの部室が設置されている。学生のサークルへの加入率は、約61%である。活動支援のために保護者を会員とする福岡女子大学後援会により学生サークル活動に対して補助金を交付し財政的支援が行われている。

毎年、学生自治会代表と大学の代表者が協議する教職員学生協議会を設け、学生の課外活動についても協議を行い、支援が行われている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学生のニーズを汲み上げる制度としては、大きく2つある。1つは、教職員学生協議会であり、毎年11月に開催されている。学生自治会の代表者と大学の代表者が協議し、学生の要望に対応している。もう1つは、学長意見箱の設置である。平成18年度から設置され、学生と教職員が意見を直接に学長に伝えることができる。そのほかに、キャンパス内に配置されている学生寮からのニーズについては、学生寮役員と大学で学生寮運営委員会を設け、寮生の生活全般等についての相談等の対応がなされている。

保健室では、看護師が応急処置、休養、健康相談、学生相談室の予約受付等の業務を行っている。学生相談室では、学外のカウンセラー3人（全員臨床心理士）が学生の相談に応じている。キャリア支援センターと学生支援班では、学生のキャリア形成・進路・就職に関する相談に応じている。専門的なキャリア・コンサルティングを要する場合は、学外のキャリア・コンサルタント（CDA）による対応がなされている。学内の専任教員の1人がCDAの資格を有しているため、緊急を要する場合は、この教員が対応している。なお、キャリア支援センターでは、「エントリーシート作成のポイント」をまとめたマニュアルを作成して、学生に提供している。

卒業（修了）生及び卒業（修了）予定者に対するアンケート調査の結果によれば、進路や就職の指導援助については、「大学の教育・研究設備」、「大学のキャンパス環境」と同様、満足度が低い結果が得られている。しかし、平成22年3月に卒業した学生に行った同様の調査では、この数値よりも、「満足できた」あるいは「ほぼ満足できた」とする割合が増え、「あまり満足できなかった」、「満足できなかった」とする割合が減少しているものの、更なる改善が必要である。

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の各種ハラスメント等については、人権侵害及びハラスメントの防止等に関する規程によりハラスメント防止・対策委員会及びハラスメント相談室（保健室と併設）を設置し、9人の相談員を配置し、相談体制や対策方法を講じている。

学生便覧と学内の掲示により、相談・助言体制が学生に周知されている。平成21年度の利用実績としては、保健室の利用者996人、学生相談室の利用者115人、キャリア・コンサルティングの利用者321人であり、ハラスメント相談室の利用者は0人だった。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制がおおむね整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生に対する生活支援については、個別に課外指導を行う留学生相談員として学内チューター制度があり、学部又は大学院の1年次に在籍する外国人留学生全員に対し、学内チューターを利用希望に応じて配置している。

また、平成21年度には4人の留学生が学生寮に入寮している。

留学生の出身国は主として中国であり、中国からの留学生の健康相談や生活相談については、中国人の専任教員（女性）が随時対応している。

学生便覧と学内の掲示により、学生に対する相談・助言体制は周知されている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

日本学生支援機構の奨学金を受けている学生は、平成21年度の利用実績では418人で、この人数は全学生の48.9%に当たる。その他北九州市奨学生、鹿児島県育英財団、長崎県育英会ほか7団体からも奨学金を受けており、奨学金を受けている学生の総数は432人で、全学生の50.6%に当たり、学生支援班で奨学金制度の紹介、事前相談、手続きが行われている。

授業料免除については、各年度の授業料収入見込額の2%の範囲内で免除（全額・半額）が実施されている。また、授業料の分割納付も行われている。

収容人数120人の学生寮がキャンパス内に設置され、現在約80人が利用している。学生寮の月額使用料は、寮費4,300円及び寮運営費、光熱費でおよそ1万円程度である。

学生便覧と学内の掲示により、各種支援制度の周知を図っている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- オフィスアワーノートを全教員に配付し、オフィスアワーの実質化に取り組んでいる。

【改善を要する点】

- 就職支援については在學生や卒業生の満足度が低い。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は 51,611 m²、校舎等の施設面積は 17,472 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

教育研究施設として、1号館（A棟）、2号館（B棟）、3号館（C棟）がある。講義室は、学部生用として 13 室（収容人員 1,147 人）、大学院演習室 5 室（収容人員 98 人）が設置されているほか、LL 教室（収容人員 58 人）、情報処理演習室（収容人員 61 人）がある。また、すべての講義室・演習室には冷暖房用空調設備があり、主要な講義室にはスクリーン、ビデオ、DVD 装置が設置されている。

課外活動施設としては、体育館、サークル棟、弓道場、運動場、テニスコート等がある。

このほか、バリアフリー対策として、各棟にスロープや階段手すりが設置されている。しかし、校舎は建築後 40 年以上が経過し老朽化しており、現状では、自動ドア、エレベーター及び障害者用トイレの設置が困難であるため、身体に障害のある学生の受入は限定的に行われている。現在、大学改革が進められており、平成 23 年度から全学的に新学部にも再編されるが、それに伴って施設の建て替えも予定されており、その際にはバリアフリー化に十分に配慮することとなっている。（平成 22 年 3 月福岡県により「福岡女子大学施設整備基本計画」策定）

また、施設の耐震化についても、施設の建て替えに併せて、改めて総合耐震計画基準に基づいた耐震化を図ることとなっている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されているが、バリアフリー化への配慮が十分とはいえないと判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

情報センターにおいて、情報ネットワークに関する基幹システムの設計、構築、運用管理が行われている。Gigabit Ethernet の基幹ネットワークにより、各建物の各階に LAN を張り巡らせ、ネットワークを運用している。

教職員及び学生全員にアカウントを付与している。

学生の学習支援の端末は、情報処理演習室、附属図書館及び LL 教室に 103 台教育用として設置されており、このうち、情報処理室及び附属図書館に設置された 81 台は、授業終了後も利用でき、また附属図書館に設置された 23 台は土曜開館時も利用できるなど、有効に利用されている。

また、平成 18 年度から、e-learning について全学対象の教育用授業支援システムを導入したことによ

りすべての教員の授業の登録が可能となっており、学習支援の新たな基盤が提供されている。

附属図書館の情報検索システムでは、学内蔵書のほかに国立情報学研究所WEBCAT、福岡市総合図書館、福岡県立図書館の蔵書検索が24時間(携帯電話でも)利用可能になっている。また、学内ネットワークから国立情報学研究所のデータベースにアクセスすることにより、学部生が図書・論文の検索を自由に行うことのできる環境が整備されている。

インターネットへの接続は、平成7年10月より国立情報学研究所の学術情報ネットワーク(SINET)を経由しており、また、同時にSINETノードまでは、100Mb/sに高速化されたことにより今後も増え続けることが予想される学外との接続に対応できるようになっている。

当該大学で利用される学内LANと学外との間には強固なファイアウォールとウィルススキャンゲートウェイが設置されており、学内LANの安全性が確保されている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

業務の正常な遂行、秩序の維持及び災害等の防止に資するための学内管理規則が定められており、学内LANに掲載し、教職員がいつでも閲覧できるようになっている。

また、学生が学内施設を使用するときの必要事項について「施設使用」に関する取扱要領が定められており、その周知を図るために学生便覧に掲載し、新入生に配付されている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

当該大学では、平成22年4月1日現在、総蔵書数170,012冊(和書129,048冊、洋書40,964冊)が系統的に保管されているほか、1,399タイトルの雑誌(和雑誌1,324、洋雑誌75)、約36タイトルの電子ジャーナル、4つのデータベース、988点の視聴覚資料が整備され、附属図書館、各学科の図書室、教員研究室に配置されている。

図書館配分予算で購入する図書、学術雑誌、視聴覚資料等は、学生用図書等の充実を図るため各教員が選書を行っている。また、学生自治会の図書委員等からの要望(図書リクエスト、ノートパソコン貸出、パソコン増設、雑誌の入れ替え等)についても、速やかに受け入れる体制がとられている。

選書は、講義に必要な図書又は学生のための図書等を厳選しているため、通常の利用に加えて講義と関連する課題が出たときは利用が殺到し、貸出も多く、規模に比してよく利用されている。ただし、文学部英文学科や人間環境学部・人間環境学研究所において特に需要の多い海外の学術雑誌(電子ジャーナルも含め)及びデータベースは、タイトル数を増やしてほしいとの要望が強く、改善を図ることが必要である。

平成19~21年度は、当該大学の「男女共同参画をめざすキャリア教育—学生のキャリア意識と人間力を高める21世紀高度教養教育への地方公立女子大学の挑戦—」が文部科学省現代GPに採択され、その一部を図書費に割り当て(平成19年度は1,079冊、平成20年度は677冊、平成21年度は603冊購入)、図書の充実が図られている。

附属図書館は3階建てで、1階に視聴覚スペース、2階及び3階に144席の閲覧スペースと情報端末スペース等を配置し、内外の利用に供されている。また、附属図書館の入り口に当たる2階企画展示コーナー

では、大学の活動をより広く紹介するために、各学科の様々な取組について年間を通して企画展示が実施されている。

そのほか、附属図書館では、職員の中に卒業生を採用し、学科の課題に関するレファレンス等の学生のニーズに対してきめ細かく対応することのできる体制を整えている。過去5年の附属図書館の利用状況の推移を見ると、平成17年度18,888人、平成18年度23,129人、平成19年度25,192人、平成20年度25,073人、平成21年度25,546人となっている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 現在の施設は建築後40年以上の年数を経過し老朽化しており、バリアフリー対策も十分とはいえない。
- 図書館については、学術雑誌（電子ジャーナルも含め）及びデータベースが需要を十分に満たしていない。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学生の学籍、成績、進級・卒業・学位授与状況等の学生に関するデータや教員の授業担当、シラバス等の授業に関するデータは、学務部において収集、蓄積している。平成18年度からは、教務システムを導入し、これらのデータをシステム上で管理している。

教員の授業担当科目、シラバス等、教員の教育活動の実態を示すデータは、学務部教務企画班がデータの蓄積と管理を行っている。しかし、すべてのデータについてデータベース化はなされておらず、組織的管理の一元化までには至っていない。各教員の教育活動のデータは、「福岡女子大学研究者情報」、「講義概要（シラバス）」及び学部紀要に記載し、学外にも公開されている。

教育及び学生支援に関係する各種委員会の記録は、経営管理部及び学務部の各班で作成、保管している。これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生から授業に関する意見を聴取するために、2種類の授業アンケートが実施されている。1つは双方向型の授業アンケートで、学期初期に数回授業を受講した上で改善してほしい点を聴取し、それを受けて教員が改善に努め、再度、学期終期に改善した点を聴取している。各教員から改善結果が報告書として提出され、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）部会において各種改善事例をまとめた資料が作成され、授業改善に活用されている。もう1種類の授業アンケートは、学期末に実施する5段階評価型の授業アンケートである。アンケート結果が各教員に通知され、授業改善に活用されている。

また、平成20年度からは年度末あるいは年度初めに、全学生を対象に大学教育全般に関するアンケートを実施し、授業に限定することなく教育内容や学習支援制度や施設にわたる項目について満足度を聴取するようにしている。本部棟エントランスホールに意見箱を設置して学生の様々な意見を聞くことにしている。

さらに、毎年、学生代表と法人・大学との協議の場（教職員学生協議会）を設け、学生側から授業内容や学習環境など大学に対する様々な要望を聞き、資格取得のための授業科目の編成、環境理学科における初年次教育の充実のために「環境理学演習」を4年次から1年次へ変更、各学科における就職活動（進学）報告会の実施、全教室へのエアコン設置等の対応がなされている。

教職員からの意見聴取については、教授会、研究科委員会、FD部会、教務部会等における教職員の議

論を通して行われ、保護者への成績通知の実施や、教室へのスクリーン、プロジェクター、インターネット用コンセントの設置等に活かされている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

卒業（修了）生に対するアンケートを実施し、在学時に受けた教育内容等に関する意見を聴取している。また、主に卒業（修了）生が就職している企業や高等学校を訪問した際に、大学での教育内容や学生に求める資質等に関する意見・要望を聴取している。これらの意見は訪問者により報告書にまとめられている。

また、平成 18 年度の法人化後においては、毎年度、福岡県公立大学法人評価委員会により教育・研究も含めた業務実績の評価が行われ、その評価結果を次年度の年度計画に反映している。

主な改善例としては、GPA制度の導入、管理栄養士国家試験の対策講座の充実、大学院における長期履修制度の導入等がある。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

中期計画に基づいて、年度の間と終わりに2度、自己点検評価委員会等において教育方法の改善内容やその具体的な方策等に関する自己点検評価を行い、その結果を学部・研究科へフィードバックして個々の教員の資質向上の指針となるようにしている。

個々の教員は、学生による双方向型の授業アンケート結果を基に、担当した科目ごとに結果を分析し、学期中に改善したり、改善が必要とされる授業内容や教授法については、改善策とともに、学期ごとにFD部会に報告する。ここで報告された改善策等は、毎年度初めに実施される教員個人業績評価において、評価基準票（教育領域）の「2 日常の教室における授業アンケートを基にした授業改善・工夫」に記載し、評価を受けている。ここで行った改善を基に、授業内容に関連したシラバスの改善も継続的に行われている。評価が著しく悪かった教員については、個人業績評価委員会から指導が行われている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っている判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FD活動は、全学及び学部・研究科ごとの取組によって実践している。

全学での取組は、各学科から選出された教員や職員で構成されているFD部会の企画・立案の下で行われている。学生のニーズに関しては、授業アンケートや在学生アンケートを実施してニーズを把握するようにしている。FD研修会は学内外の講師により年間4～6回開催されている。これらの研修には、1回平均、平成19年度54人、平成20年度44人、平成21年度34人の教職員が参加しており、不定期ではあるがFD研修についてアンケート調査を行い、取組課題に対する意見や、今後取り組むべき課題についての提言を集積している。FD研修会では、対面授業を補完・補強するためのシステムであるMoodleや協同

学習等の教授方法のワークショップ等も実施しており、教員による教育の質の向上や授業の改善への努力と工夫がなされている。

一方、各学部・研究科では、中期計画等を踏まえた教育活動を実践するために、学部長と学科長（専攻長）で構成される学科長会議を中心に、独自にそれぞれの分野の特色を活かすFD活動に取り組んでいる。FD研修会のほかに、例えば、研究科研究報告会、研究科授業への教員参加、研究室合同のゼミ・勉強会、学科単位でのカリキュラム検討等のFD活動も実施されている。

学科単独の取組の一例として、国文学科においては、学科すべての演習科目について前期・後期ごとにFD会議を実施し、カリキュラム・シラバス内容の調整・検討・改善を行った上で、3年次生全員を大教室に集めて説明会を開催し、受講希望アンケート用紙の配付・回収を経て、学科会議で学生全員の受講科目配分を定めている。また、卒業論文の指導においても年間のFD活動スケジュールを定めて、学生一人一人の研究課題に最適な指導を教員が行えるよう不断の工夫を重ねている。

FD活動への教員の積極的な取組を促す意味で、教員個人業績評価の教育分野の評価項目に「FD活動」が取り上げられている。

これらのことから、FD活動が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援については、事務局、国際交流センター、附属図書館等に所属する職員、嘱託職員が担当している。大学の業務の特殊性に鑑みて事務職員の在り方を定めており、事務職員は、公立大学協会等が開催する各種研修会や福岡県が開催する職員研修に積極的に参加し、資質の向上を図っている。その他嘱託職員等については、学内で開催されるFD研修会を含めた研修会へ参加している。

また、教育補助者（事務職員やTA等）に対しては、教員が各学期、科目ごとに打ち合わせを行い、必要な指導を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 多様で実効あるFD活動が行われている。
- 各学期に2回の授業アンケートを実施し、結果を授業改善に活かしている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 21 年度末現在、当該大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産 5,222,356 千円、流動資産 424,354 千円であり、資産合計 5,646,710 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 745,607 千円、流動負債 283,810 千円であり、負債合計 1,029,418 千円である。これらの負債は、地方独立行政法人会計基準固有の会計処理により、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である福岡県から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。なお、当該大学は、公立大学法人に移行した平成 18 年度から 4 年間の状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、受託研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 18～23 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、教育研究協議会、経営協議会及び理事会の議を経て、理事長（学長兼務）が決定し、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 21 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 1,292,373 千円、経常収益

1,335,816千円、経常利益43,442千円、当期総利益は43,522千円であり、貸借対照表における利益剰余金160,828千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、学長を中心とするトップマネジメントにより予算編成方針を策定し、配分している。特に大学改革や各種センターの開設・運営等、大学を特色付ける事業に対して、新規・重点予算を確保している。さらに、研究奨励交付金制度を設けて大学の特色を明確にする研究を推進している。

また、施設・設備に対する予算配分については、現在、予算編成方針に従い重点配分を行うとともに、（1）安全安心にかかわるもの、（2）教育研究備品の更新、（3）教育環境の充実を観点に配分を行っており、今後は、平成22年3月策定の施設整備基本計画に基づき、平成22年度の新寮建設を皮切りに平成29年度までに全面改築を行なう予定である。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について福岡県知事の承認を受けた後、福岡県公報に公告し、当該大学のウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、内部監査及び福岡県監査委員の監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき、監査計画を策定し、実施している。

内部監査については、学長直属の独立性を有する監査室が、公的研究費内部監査規則に基づき、実施している。

福岡県監査委員の監査について、財政的援助団体等監査として、会計全般に渡り監査を実施している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営組織として、学長（理事長）の下に、理事会、経営協議会、教育研究協議会を設置している。8人の学外委員を含む経営協議会は年4回開催され、学外者の意見を大学運営にとり入れる重要な機会となっている。また、教育研究協議会のほかに、学内の合意形成を図るために、学長や学内理事、学部長、学科・学系長、各センター長等を構成員とする部局長会議を設置している。

事務組織は、理事を兼ねる事務局長が統括する事務局に2部4班を置いている。各組織は、各理事の下に置かれ、事務局各部の有機的な連携により、円滑な法人運営が図られており、適切な人員数をもって配置されている。また、戦略的な大学運営を推進するため、大学改革推進室を平成19年度に設置し（室長：学務担当理事）、入試・広報・キャリア支援室及び経営企画室を平成22年度に設置（室長：副理事長）している。

しかし、法人化後も事務職員のうちプロパー職員がわずかで、ほとんどは3～5年で異動する福岡県職員あるいは嘱託職員であるため、専門性の継続的確保が難しい。

危機管理体制としては、教職員で構成する安全衛生委員会において、安全・危機管理マニュアルを作成し、学生・教職員に配付したり、毒・劇物取扱いに関する講習会を開催するなどしている。また、教職員を対象とする消火訓練を実施している。科学研究費補助金等公的研究費の適正使用については、関連規則を制定し、学長を最高管理責任者とするなど運営・管理体制を明確にしている。研究活動については、遺伝子組換え実験安全委員会、疫学研究倫理委員会及び動物実験委員会を設置し、研究上、倫理上の安全確保に努めている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

役員（理事、監事）を構成員とする理事会（年4回開催）が設置されており、法人・大学の重要事項が審議・決定されている。理事会での審議の前には、学外者を含む経営協議会及び学内の主要な教員組織の長を構成員とする教育研究協議会で審議が行われている。

さらに、学内理事により構成される法人運営会議（毎週開催）が設置され、理事会で決定した方針に基づく具体的な実施方策の審議・決定や、大学運営上の諸状況・諸課題の報告による理事間の情報の共有化等、大学運営における学長のリーダーシップを最大限に機能させるための重要な組織として位置付けられている。

また、学内の情報交換・合意形成を図るために、部局長会議が設置され、大学の教育・研究・社会貢献等の基本方針についての情報交換を行い、各部署の意向も踏まえた大学運営が行われている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生については、大学生活全般に係るアンケートや授業アンケートを実施しているほか、年1回、学生自治会代表と大学の代表者が協議する教職員学生協議会等を通じて、ニーズを把握している。また、学長意見箱を設置し、学生から自由に意見書を提出できるようにしている。

教員のニーズは月1回開催される教授会や部局長会議、事務職員については月1回の事務局会議等を通じて把握され管理運営に反映されている。

学外関係者のニーズについては、理事会において学外理事2人及び監事2人から、経営協議会でも学外委員8人から、学外の各種ニーズを把握している。また、学生の保護者により構成される後援会の総会等を通じて、教育内容等に関する意見の聴取を行っている。

以上により把握したニーズに基づいて、短期語学研修の企画実施、海外研修への奨学金の増額、外灯の増設や防犯カメラの設置、学内の各種会議の議事録の学内共有ファイルサーバーへの掲載、学内の競争的研究資金制度における研究規模に応じた応募書類の簡略化、就職対策として公務員対策講座・教員対策講座の実施及び平成21年度からの就職支援員3人の配置、TOEIC対策として外部講師による補習講座の開催等の改善が図られている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

大学定款により、監事2人（設立団体である福岡県知事が任命）が置かれており、監事監査規程により、その監査の目的、対象、監査の方法等が定められている。監事はこれに従い、毎年度、業務監査を適切に実施するとともに、会計監査については財務諸表等の決算書類の監査を行っている。これら監査の結果は報告書としてまとめられ、理事長に提出されている。また、理事会に原則毎回、出席し、法人・大学の業務の運営状況について調査・確認を行い、意見を述べている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員は、大学業務の専門的知識の習得と資質の向上のため、公立大学協会等が実施する研修会、セミナーに参加している。また、事務職員の大半が設立団体の福岡県からの派遣職員であり、県が主催する

職階別研修に参加し、資質・能力の向上に努めている。

学内でも、FD研修会をはじめとする各種研修会、セミナー、シンポジウムに事務職員も参加するほか、新任職員研修を実施している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

大学の管理運営に関する基本方針は、法人の中期目標において、「大学は、理事長のリーダーシップのもと、全学的な教育研究目標を策定し、大学の有する資源を最大限に活用して、主体的・自律的な大学運営を確立する。理事長を補佐するため、事務局による支援体制を強化する。」と掲げられている。その方針に基づき、組織及び職を定めた組織規則が規定されている。

また、管理運営に関わる役員及び部局長等の選考、職務、権限等についても定款、組織規則及び部局長規則に明記されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

大学の活動状況に関するデータとして、各種規程・規則等や、理事会、経営協議会、教育研究協議会、部局長会議、教授会、各部会等の各種会議の議事録は、学内ファイルサーバーに保管され、全教職員が自由に学内LANにより閲覧できるようになっている。また、毎年度の大学の業務実績をまとめた業務実績報告書や年度計画、財務諸表、入学試験状況、各教員の研究テーマ・業績等をまとめた研究者情報データベースや学部、研究科で開講される全科目の講義概要（シラバス）等は、ウェブサイトに掲載し、教職員をはじめ、学外者も活用できるようになっている。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価については、教育・研究等大学の活動の総合的な状況が理事会、経営協議会、部局長会議等により、全学的に検証されている。平成21年度からは、自己点検・評価委員会が設置され、当委員会を中心組織として自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の実施に当たっては、各部局から、主に年度計画の実施状況や関連データ及び自己評価を報告させ、それらを基に自己点検・評価が行われ、業務実績報告書としてまとめられている。業務実績報告書はウェブサイトで公表している。年度中途においても、上半期分について、同様のプロセスにより中間評価が行われている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われており、その結果が

大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

毎年度の自己点検・評価の結果である業務実績報告書は、学外の有識者を含む理事会や経営協議会において、審議されている。

また、業務実績報告書は、設立団体である福岡県に設置された福岡県公立大学法人評価委員会（大学関係者、高等学校関係者、公認会計士等の有識者により構成）により、毎年度評価されており、その評価結果は当該大学及び福岡県のウェブサイトで公表されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

平成 18 年度の法人化後においては、毎年度、福岡県公立大学法人評価委員会により教育・研究も含めた業務実績の評価がなされている。この評価結果に対しては年度の間時点や終了時点で学内の各部局で改善策を検討して、次年度の年度計画に反映している。主な改善例としては、企業訪問回数の増加、海外の大学 9 校との交流協定の締結等がある。

平成 16 年から法人化と並行して大学改革が進行しており、「福岡女子大学改革検討委員会」の答申を受けた「福岡女子大学改革基本計画」により、現在、学部改組を含めた抜本的な改革が進行している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

毎年度の業務実績報告書や年度計画、財務諸表、入学試験状況、研究者情報データベースや全科目の講義概要（シラバス）等をウェブサイトで公表している。

各学部での教員の研究活動をまとめた学部紀要を作成し、国内外の大学や公的機関に配布している。女性生涯学習研究センターでは、各種公開講座を行っており、各教員の研究成果を一般向けにわかりやすく発表する機会となっている。また、産学官地域連携センターでは、センターの活動実績をまとめた広報誌や研究者の研究情報を冊子にまとめた『研究者のフォト研究紹介 2009』を発行し、エコテクノ（環境技術展）や上記の公開講座等の一般向けの各種イベントにおいて配布している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 福岡女子大学
- (2) 所在地 福岡県福岡市東区香住ヶ丘1-1-1
- (3) 学部等の構成
 学部：文学部、人間環境学部
 研究科：文学研究科、人間環境学研究科
 関連施設：女性生涯学習研究センター、産学官地域連携センター、国際交流センター、情報センター、学生キャリア支援センター
- (4) 学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）
 学生数：学部802人、大学院48人
 専任教員数：51人
 助手数：10人

2 特徴

(1) 沿革

本学は、大正12年(1923年)に、我が国初の公立の女子専門学校として開校された福岡県立女子専門学校(文科、家政科)を母体とし、昭和25年(1950年)、第二次世界大戦後の学制改革により4年制の大学に昇格して福岡女子大学として開設された。当初は学芸学部(国文学科、英文学科、生活科学科)のみの一学部であったが、昭和29年(1954年)に、文学部(国文学科、英文学科)と家政学部(家政学科-食物学専攻-被服学専攻-家庭理学科)の二学部体制となった。

国際化・情報化の進む厳しい時代を生き抜くための「鋭い思考力」と「総合的な判断力」を身に付けた学生を養成すべく、さらに教育・研究の充実を図って、平成5年(1993年)に、大学院文学研究科修士課程(国文学専攻、英文学専攻)が設置され、平成9年(1997年)には、大学院文学研究科英文学専攻博士後期課程が設置された。

一方、家政学部は、平成7年(1995年)に、21世紀の人類の主要課題が「環境」と「健康」であるとの認識のもとに、自然科学的観点から人間環境学の教育、研究を行うため、環境理学科、栄養健康科学科、生活環境学科の3学科からなる人間環境学部として発展的に改組された。さらに、過去の伝統的基盤の上にさらに質的充実を図る措置が緊急の課題となり、平成12年(2000年)には、大学院人間環境学研究科修士課程(環境理学専攻、栄養健康科学専攻、生活環境学専攻)を発足させた。

このように本学は、開学以来87年の歴史と伝統をもち、その間に送り出した10,000名を超える卒業生は各

方面で活躍し、広く社会に貢献している。

(2) 大学の理念と改革

本学の教育目的の特徴は、前身である福岡県立女子専門学校の初代校長 小林照明が学生に告げた建学の精神にうかがえる―「新時代の男女の機会均等へ第一歩を印する諸姉は、校舎の貧しさに心揺るがすことなく、内面的教養の充実に専心し、理想高くリファインされた淑女として、社会の先覚者として自覚を持って勉学されたい」。この精神は現在まで引き継がれ、学則第一条に、本学の目的は「広く知識を授け、専門の学芸を教授研究」とともに、「知的、道徳的及び創造的能力を備えた女性を育成し、もって文化の向上と社会の発展に寄与すること」であると述べられている。

本学は平成18年4月から公立大学法人に移行したが、第1期中期計画(平成18~23年度)では、①教育、②研究、③社会貢献、④業務運営、⑤財務、⑥評価、⑦情報公開、⑧大学改革の推進の8項目を立て、計画を順調に実施してきている。この中で特に強調している特色は次のとおりである。

教養・専門教育の中で、職場、家庭、地域など社会の様々な分野において、重要な役割を担うことができるよう、コミュニケーション能力、判断力、実行力を身に付けた女性を育成することを教育の目的としている。また、就学中に社会活動等を実践し、女性の「自立性とリーダーシップ」を育むための授業内容を充実させている(現代GP「男女共同参画社会をめざすキャリア教育」)。

また、公立女子大学として、女性の全生涯を真に捉える立場から、「①中学・高校から大学にわたる修学期、②就労・育児期、③壮年・高齢期」の代表的な三期間に分けて、それぞれに適切な学習プログラムを提供することを心がけている。

これまでの本学の理念に加えて、平成20年11月、時代の変化に柔軟に対応できる豊かな知識と確かな判断力、しなやかな適応力を持ち、アジアや世界の視点に立って、国内はもとより、海外の国や地域において、より良い社会づくりに貢献することのできる女性の育成を改革の基本理念とする「福岡女子大学改革基本計画」を策定し、平成23年4月を目途に、新たに一学部三学科体制の新学部による新次元での大学改革を進めている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

福岡女子大学は、「教育基本法及び学校教育法に基づいて、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び創造的能力を備えた女性を育成し、もって文化の向上と社会の発展に寄与すること」（学則第1条）を目的に掲げ、平成18(2006)年の公立大学法人化にあたっては、本目的を学則において継承している。さらに、平成5年(1993年)、平成9年(1997年)及び平成12年(2000年)に各々開設された大学院では、過去の伝統的基盤の上にさらに教育・研究の充実を図るため、「学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力等を養い、文化の進展に寄与する」ことを目的としてきた。

【福岡女子大学の使命】

福岡女子大学は、その歴史と伝統を大きな資源とし、学生の自主性・自発性を喚起する教育を行い、職場、家庭、地域など社会の様々な分野において重要な役割を担うことができる優秀な女性を育成することを使命とする。

【福岡女子大学の目標】

平成18(2006)年に移行した公立大学法人の第1期中期目標では、大学の基本的な目標として次の8項目を掲げている。

1. 教育

「職場、家庭、地域など社会の様々な分野において、重要な役割を担うことができるよう、コミュニケーション能力、判断力、実行力を身に付けた女性を育成する。」

(1) 特色ある教育の展開

福岡女子大学は、自らの言葉で相手と対話し、理解させることができるコミュニケーション能力、的確に課題を解決できる判断力、自らの役割を認識して責任ある行動をとることができる実行力を育成するための教育を実施する。

(2) 教員の教育能力の向上

教員の個人業績評価制度と任期制を導入し、教育能力の向上と教育活動の活性化を図る。個人業績の評価は授業活動を中心として行い、その結果を人事や給与に反映させ、教員の職務へのインセンティブの付与を図る。

(3) 優秀な学生の確保・育成

大学が求める優秀な学生を確保するため、高校訪問、出前講義、オープンキャンパスなどの広報活動を充実させ、高校生等に福岡女子大学の魅力を広く伝える。また、入試方法の見直し、厳格な成績評価の実施などにより、優秀な学生を選抜し、育成する。シラバスに、各科目の到達目標と成績評価基準を明確に示して学生の目標設定を容易にし、学生の学習意欲を高め、自主的な学習を促す。

(4) 就職支援の充実

就職を希望する学生を支援するため、独自に企画したインターンシップの実施をはじめ、就職先開拓や求人情報の提供など、教職員が一体となって就職支援の充実を図る。また、在学生だけでなく、卒後の未就職者に対しても支援を実施する。

2. 研究

「大学の教育や社会の発展に役立つ研究を推進する。」

福岡女子大学は、試験研究機関や他大学との共同研究、産学官連携などを通じ、大学の教育と社会の発展に有用な研究を重点的に推進する。研究費については、大学の財源を効果的に配分するとともに、外部研究資金の獲得に積極的に取り組む。

3. 社会貢献

「大学の保有する人材、知識、施設等を社会のために活用する。」

大学が保有する人材や知識等を活用して、就業中の女性や転職・復職を希望する女性を対象としたリカレント教育などを実施し、積極的な社会貢献を果たす。

4. 業務運営

「理事長のリーダーシップのもと、主体的・自律的な大学運営を確立する。」

大学は、理事長のリーダーシップのもと、全学的な教育研究目標を策定し、大学の有する資源を最大限に活用して、主体的・自律的な大学運営を確立する。理事長を補佐するため、事務局による支援体制を強化する。

5. 財務

「経営者の視点に立って、法人の財政運営を行う。」

大学は、その運営が公的資金に支えられていることを踏まえ、経営者の視点に立って、不断の経営努力を行う。収入については、重要な自己財源である学生納付金のあり方について検討するとともに、外部研究資金の獲得に努め、社会人向け教育サービスや資産の有効活用などによる新たな収入の確保にも積極的に取り組む。経費については、人員配置や業務内容の見直しを推進し、その抑制を図る。

6. 評価

「評価を厳正に実施し、大学運営に反映する。」

教育・研究その他大学運営全般についての自己点検・評価を厳正に実施するとともに、その評価結果を速やかに公表する。計画・実行・評価・改善の仕組みを確立し、教員の個人業績評価、県評価委員会の評価及び認証評価機関の評価を、大学運営の改善に速やかに反映させる。

7. 情報公開

「情報公開を積極的に推進する。」

入学希望者、学生、県民、企業などに対し、次のような情報を積極的に提供する。

- ・大学や教員の評価に関する情報
- ・組織、教職員、施設設備、入学試験などに関する情報
- ・カリキュラム、シラバス、教員の研究成果や地域貢献活動などに関する情報
- ・学生の就職支援や卒業生の進路状況に関する情報
- ・公開講座、大学施設の開放などに関する情報
- ・予算や決算など財務に関する情報

8. 大学改革の推進

「『福岡女子大学改革基本計画』に基づき、平成23年度を目途に、学部学科の再編及び新たな教育システムの構築をはじめとする抜本改革に取り組む。」

平成20年11月「福岡女子大学改革基本計画」が策定され、平成23年4月発足を目指して、新学部（一学部三学科）による学士課程の教育体制の準備を進めている。この新体制の学部では、「国際性」を涵養し、「グローバル社会の課題に主体的に取り組み、文理を統合した多元的な知識を活用してそれを解決に導く総合的能力」を養成し、持続可能性社会の実現に寄与する女性人材の育成を目指す。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学の目的は学則に明記され、学部・学科の各レベルでこれに則した教育・研究上の目的が明示されている。また、大学院に関しても本学大学院学則にその目的が明記され、各研究科の理念・目的も法人規則として明示されている。これらの目的は、それぞれ学校教育法第 83 条および第 99 条に規定された大学および大学院一般に求められる目的に包含されるものであり、適切であると評価している。

これらの大学・大学院の目的・理念等はすべて本学のホームページで全ての人に公開されている。また、これらは学生便覧、大学案内および募集要項などの各種配布物にも記載され、学生便覧は大学構成員へ、大学案内および募集要項は主に高等学校関係者や入学志願者に配布されている。さらにオープンキャンパス、会社訪問、高等学校訪問などの機会を通じて直接、関係者にも周知を図っている。

現在進行中の本学の大学改革の経過と結論、および大学改革の集大成である新学部の理念についても、本学構成員に正しく理解・周知させるとともに、福岡県および本学のホームページですべての人に遅滞なく公開してきた。また新学部の理念を明示した小冊子を作成し、高等学校、教育委員会や県の諸機関へ送付するとともに、オープンキャンパスや学校説明会で入学志願者や高等学校関係者などに直接配布、説明をして周知を図っている。

以上、これまでの本学の理念・教育の目標に加え、現在進行中の大学改革の目的・新学部の理念を含め、ホームページをはじめとする種々の媒体を通じて社会に広く周知を図っている。この周知活動は十分であると自己評価しているが、今後その周知の程度を適切な方法で客観的に検証する必要がある。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学の教育研究の目的を達成するために、文学部及び人間環境学部を置いている。文学部は 2 学科編成、人間環境学部は 3 学科編成となっており、工夫されたカリキュラムにより学生の学習意欲に応じた柔軟な教育を可能としている。大学院課程は、文学研究科、人間環境学研究科から成っている。

附属施設として、附属図書館、女性生涯学習研究センター、キャリア支援センター、産学官地域連携センター、国際交流センター、情報センターを設置している。大学の設置目的に沿った教育研究活動を行い適切に機能している。

各学部には、教授会、大学院においても相応の組織が置かれている。両学部の教員を中心に教務部会が組織され、それぞれ教育に関する重要事項や実施事項を定めている他、教育課程に関する基本方針等の大学全体に係る重要事項については、部局長会議、教育研究協議会が置かれており、適切な構成となっている。

基準 3 教員及び教育支援者

本学の教員組織は大学設置基準及び大学院設置基準に基づき、学則等の全学の基本方針に従って編成されるとともに、学校教育法の改正に応じた職位変更なども行われ、教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されている。学士課程において、大学の目的に沿った教員選考及び教員資格審査を実施しており、法令に従って必要な専任教員を確保している。また、本学の教育目標を遂行するのに十分な専任教員が配置されており、学科に所属する専任教員一人当たりの学生数が平均 17.1 名で少人数教育を実践している。大学院課程において、大学設置基準を満たす資格を有する教員数が確保されており、かつ大学院課程における充実した教育を遂行するために十分な専任教員数が確保されている。また、専任教員の定員を確保するための方策を講じている。教員組織の年齢バランスは良好であり、女性教員の採用の促進や公募制・任期制の導入によって流動化と

活性化が図られている。

教員の採用や昇格について、明確な全学的な選考基準が設けられ、教授会等で設置された選考委員会において学士課程にあつては教育上の指導能力、大学院課程にあつては教育研究指導上の指導能力が厳格に評価されており、適切に運用がなされている。教員の教育活動を含む総合的な個人活動評価を毎年度、組織的に実施し、評価結果を教員にフィードバックしていること及び不断の授業改善の努力等が評価にも反映されている。

各学部等における主要な授業科目の教育内容とそれを担当する教員の研究活動は高い相関性をもっている。特に専門教育における授業科目及び学部学生の4年生に進級してからの研究室ゼミ及び卒業研究・卒業製作等、ならびに大学院における専攻科目の授業の多くは、研究活動及び研究業績の内容と対応している。

教務および学生支援等に関する事務職員を学務部等に適切に配置している。TA制度は、実験・実習の安全管理体制の強化や受講学生の学ぶ意欲を引き出すとともに、TA本人の教育補助活動を体験する機会として重視されており、積極的に活用されている。ただし、情報ネットワーク管理という専門性に特化された職員は嘱託職員であることから、今後専任職員の配置を図ることが必要である。

基準4 学生の受入

アドミッション・ポリシーは、各学部・研究科で策定されるとともに、ホームページ等で公表・周知されている。

アドミッション・ポリシーに沿って、学士課程では、一般選抜のほか、社会人、私費外国人留学生、帰国子女の各特別選抜を実施している。大学院課程では、一般選抜のほか、社会人、外国人の各特別選抜を実施している。

入学試験の実施体制としては、学士課程は、入試試験部会が募集要項作成から合格者決定まで全過程を掌握している。大学院課程では、研究科委員会が中心となって実施している。

また、入学試験終了後に新入生アンケート等により検証を行い、改善に役立てている。

大学全体として、入学定員と実入学者数との関係は、概ね適正である。

基準5 教育内容及び方法

<学士課程>

本学の教育課程は大学・学部・研究科の理念・目的に基づいて編成され、教養教育・専門教育・キャリア教育の科目が相互に連携して配置されている。また、両学部における専門教育科目については、学部ごとの専門性を加味した方針と目標に沿って編成され、必修・選択のバランスが取れており、明確な履修体系が示されている。全学共通教育及び各学部での専門教育において、初年次導入教育、補習教育、ボランティア等の単位認定、編入学者への配慮、インターンシップや資格取得の支援など、教育課程編成上の多様な配慮を行っている。また、現代GPに採択されたキャリア支援プログラムに関する教育取組も行われている。本学の開講科目には最新の研究成果が授業内容に反映され、全体として教育目標を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものと判断されると判断される。単位の実質化においては、学修時間を適切に確保しており、自主学習の重要性についても随時学生に周知している。以上のことから、教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であると判断される。

本学の授業は、教養教育科目・専門教育科目の両方において、目的に応じて講義、演習、実験、実習、卒業論文（研究）等の多様な授業形態がバランスよく組み合わせられている。必要な情報を網羅したデジタルシラバスを作成し、自主学習を履修者に促すようにしており、学生・教員によって十分に活用されている。附属図書館、情報処理演習室や一般教室などの施設・設備を適宜開放する一方、ネット上で自主学習できる環境も一部整備しており、自主学習の支援を行っている。また、TOEIC 受験を通じた英語の自主学習促進も成果を上げてい

る。以上のことから、教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていると判断される。

成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていることが以下のことから判断される。成績評価や単位認定は、全科目ともシラバスに明示された評価方法によって、学生の学習状況や到達度が適切に評価されている。卒業認定に関しては、卒業要件を満たしているか否かを学部教授会において確認し、有資格者を審議決定の後、最終的に学長が卒業を認定している。授業の成績評価基準や卒業認定に必要な卒業判定基準については各学部履修規程により定められており、これらの規程等は「学生便覧」に掲載され、新入生・上級生オリエンテーション等で学生に周知されている。成績評価の正確性を担保するための措置として、各学期の成績発表後に「成績評価の不服申し立て」期間を設けることで、学生からの成績評価に関する申し立てに対応している。また、多くの教員が採点済み試験答案やコメント付きレポートを学生に開示することで成績評価の透明性と正確性を確保している。

<大学院課程>

大学院の教育課程は、大学院設置認申請書に基づく編成となっており、各専攻とも、段階的な積み上げと分野的に偏らない幅広い知識の習得を可能にし、学生の多様なニーズにも応えられる編成がなされており、授業内容も上述の通りで、編成の趣旨に沿ったものとなっていると考える。学習・研究スペースの確保、シラバスでの指示、オリエンテーションや研究指導に際しての指導により、自主学習の促進と環境整備はなされているといえる。また各研究科における科目間、教員間の密接な連携等により、単位の実質化に対する配慮は十分に行われている。教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であると判断される。

講義、演習の授業科目をバランスよく開講していて、教育内容に応じた学習指導法の工夫がなされている。特に学習及び研究指導において1対1の対面教育が実現していて、対話・討論型の双方向授業にも積極的に取り組んでいる。また、各研究科において、大学院設置基準第14条特例や長期履修制度を導入し、社会人学生及び現職教員の大学院教育の必要性に応じるための努力が行われている。教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていると判断される。

指導教員は学生の希望により入学時に決定され、学生は入学直後から教育課程の趣旨および研究計画に沿って授業の履修に対するアドバイスや研究論文の作成について指導を受けており、研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていると判断される。TAの任用制度については、大学院生の教育・研究能力や指導力の育成並びに学部学生に対する学習支援において効果的に活用するようにしている。

大学院履修規程及び学位規程により成績基準が示され、担当教員がシラバス等に明示した基準に従って、適切に成績評価・単位認定が実施されている。修了認定については、審査制度も整備されており、客観的に公正に審査が行われている。このように、成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっている。

基準6 教育の成果

学部・研究科ごとの「教育理念・目的」に教育目標を策定し、学生便覧・大学ホームページに記載している。成績評価・単位修得・進級・卒業状況の検証については、教授会（研究科委員会）で行うとともに、学生による授業評価や在学生意識調査に基づいて、学習者側からの主体的達成感を検証している。

単位修得、学位取得状況からみると、ほとんどの学生は、本学の教育課程に沿った学力を身につけて、卒業、修了しており、少数数でのきめの細かい教育指導による成果がみられる。また、資格取得及び学会口頭発表等の状況からも、学士課程や大学院課程において個別の専門性を所定の年限で身に付けさせる教育を行っている。

授業あるいはカリキュラムに関する在学生の意見聴取において、カリキュラムや授業内容は適切で概ね満足

であるという結果が得られている。一般企業・公務員・教職また大学院進学など、卒業後の進路は本学での教育の成果を相応に反映したものであり、近年の経済不況にかかわらず、地方女子大学としては健闘していると思われる。卒業生（修了生）の意見聴取からは、教育・研究施設やキャンパス環境については今一つ満足が得られていないが、教育・研究に関しては満足度が高い。また、企業などの意見聴取では卒業生の評価はある程度高いものであった。

以上のように、在学生、卒業生（修了生）、及びその他の学外の意見聴取の結果から、教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていると判断される。

基準 7 学生支援等

新入生に対しては、入学式直後にオリエンテーション及び新入生合宿を行い、充実した学習活動と大学生活を送るためのガイダンスを実施している。

上級生については、新学期の最初に学科別に「上級生オリエンテーション」を行い、授業の履修や年度行事について周知を図っている。

大学院研究科においても、入学式直後に全体と個別専攻によるオリエンテーションを実施し、「研究計画書」等の提出を求めつつ、研究活動の推進を促している。

学生からの種々の相談に対応するために、教員側には学年担任制、卒論ゼミ担任制を基本にしながら、オフィスアワーと電子メールを用いた相談体制を整え、併せて学生支援班と教務企画班の事務職員は随時窓口において個別相談に応じている。

学部及び大学院の留学生に対する学習支援としては、学生によるチューター制度のもとに学習と生活支援を行い、また教員側では授業外にも日本語の補講を始めとする様々な支援を効果的に行っている。

社会人の大学院生に対しては、授業時間割に配慮している。自主的学習の環境として、全学的には附属図書館、女性生涯学習研究センター、情報処理演習室、国文学専攻自習室及び英文学専攻自習室を整備している。学生のサークル活動及び自治活動等の課外活動を支援するための学内組織として教員で構成するキャリア支援センターを設置している。

学生のニーズを汲み上げる制度として、毎年11月に学生自治会と大学の代表者で協議を行う教職員学生協議会と学生が学長に意見を伝える学長意見箱の設置がある。学生寮からのニーズについては、学生支援班が対応している。保健室では、看護師が応急処置、休養、健康相談、学生相談室の予約受付などの業務を行っている。学生相談室では、学外のカウンセラー3人（全員臨床心理士）が学生の相談に応じている。キャリア支援センターと学生支援班では、学生のキャリア形成・進路・就職に関する相談に応じている。

セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントなどの各種ハラスメント等については、公立大学法人福岡女子大学人権侵害及びハラスメントの防止等に関する規程により相談体制や対策方法を講じている。

授業料については、免除（全額・半額）を実施するほか、分割納付を実施している。

収容人数120人の学生寮がキャンパス内に設置され、現在約80人が利用している。

基準 8 施設・設備

本学は、校地面積 51,611 m²（設置基準面積 7,200 m²）及び校舎面積 17,472 m²（設置基準面積 6,908 m²）を有し、いずれも大学設置基準を満たしている。

本学が有する施設・設備については、その利用を円滑に進め、業務の正常な遂行、災害等の防止に資するため学内管理規則を定め、学内LANに掲載するとともに、学生に対しては学内施設を使用する際の必要事項を

「学生便覧」に掲載し入学時に配付しているなどして、その周知を図っている。

バリアフリー化については、主要な校舎が40年以上前に建築されたものであるため、スロープや階段手すりは設置されているものの、自動ドア、エレベーター及び障害者用トイレが設置されていないのが現状である。この点については、現在進めている大学改革（平成23年4月改組）における施設の全面的な建て替えの中で施設のバリアフリー化を進めることとしている。

また、施設の耐震化についても、施設の建て替えに伴い、改めて総合耐震計画基準に基づいた耐震化の強化を図ることとしている。

ICT環境については、本学は、各建物の各階に張り巡らされた学内LANとこれらを統括する情報センターを有しており、情報センターにおいて基幹システムの設計、構築、運用管理を行いながら、学内LANを通じた情報の共有と円滑化を促進している。また、学外の情報に対しては、国立情報学研究所の学術情報ネットワーク（SINET）を経由してインターネットへ接続しており、また、eラーニングについても、平成18年度から全学対象の教育用授業支援システムを導入したところである。これらの学内LANと学外との間には強固なファイアーウォールとウィルススキャンゲートウェイが設置されており、これによって学内LANの安全性が確保されている。

図書館については、本学では、平成22年4月1日現在、総蔵書数170,012冊（和書129,048冊、洋書40,964冊）が系統的に保管されているほか、1,399タイトルの雑誌（和雑誌1,324、洋雑誌75）、約34タイトルの電子ジャーナル、4つのデータベース、988点の視聴覚資料を整備している。

平成19年度～21年度は本学の「男女共同参画をめざすキャリア教育」が文部科学省の「現代的教育ニーズ取組み支援プログラム（現代GP）」に採択され、その一部を図書費に割り当て、図書の実質を図ったところである。（平成19年度は1079冊、平成20年度は677冊、平成21年度は603冊購入）。

本学の図書館では、視聴覚スペース、閲覧スペース、情報端末スペースなどを配置し内外の利用に供しているが、この他、図書館の入り口にあたる2階企画展示コーナーでは、大学の活動をより広く紹介するために、各学科のさまざまな取組について年間を通して企画展示を実施している。

また、本学図書館では、職員の中に卒業生を採用し、学科の課題に関するレファレンスなど学生のニーズに対してきめ細かく対応することのできる体制を整えており、このような取組の成果もあって、過去5カ年の図書館の利用状況の推移を見ると利用者の9割を占める学部生の利用者数が確実な伸びを示している。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

事務局や各教員において、学生・授業・論文等に関するデータを種別化して収集・管理している。教育の状況について点検評価するために、学生による授業アンケートや学生と教職員が直接協議する場を設けるなど、学生の意見を聴取するシステムを整備し、各教員の授業改善結果についても情報収集をしている。また、教授会や各部会を通じて、教職員のニーズを汲み取るように組織化されている。学外者における意見聴取については、卒業生に対するアンケート、福岡県公立大学法人評価委員会による外部評価や企業・高等学校訪問、学生の実習先の評価等により、随時行っている。このような学内外の聴取結果を自己点検評価委員会等で点検し、評価している。そして、これらの評価結果は教員にもフィードバックされ、それに基づいて教員個々がそれぞれ担当科目を中心に改善の取組を行っている。さらに、教員の改善の取組が教員個人業績委員会により評価される方式も整えられている。

FD活動の全学的取組みは、FD部会研修会を中心に、学生のニーズや大学教育の課題や教授法の紹介等を通して実施されている。また教員個人業績評価票における実践報告は、教員個々のFD活動の充実に反映させている。各学部・研究科においても学科・専攻などの小規模組織の小回りが効く利点を活かして、学生のニーズや教員の意識をより細かく把握した地道な取組みが行われている。ただし、大学院教育全体に関するFD活動について

は、両研究科でFD活動の統一性などには課題があり、今後さらに充実していく必要がある。教育支援業務を充実し、各職員の専門知識と資質の向上を図るため、職員が各種研修に参加できる機会を設けている。また、TA等に対しても必要な指導がなされており、教育支援者や教育補助者に対してその資質の向上を図るための取組は適切になされている。しかし、法人化後も正規職員のうちプロパー職員がわずかで、ほとんどは3～5年で異動する福岡県職員あるいは嘱託職員であるため、専門性の継続的確保の問題がある。

基準 10 財務

本学の資産は、法人化以前の土地・建物等を県から出資を受けていることから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているとともに、借入金はない。

経常的収入は、福岡県からの運営費交付金、学生納付金等の自己収入及び外部資金で構成されている。このうち外部資金については、科研費や企業との共同研究により外部資金の確保に努め、学生納付金についてもオープンキャンパス等を実施し、志願者・入学者の確保に努めており、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経済的収入は継続的に確保されている。

学内諸会議を経て策定された中期計画における収支計画予算・資金計画予算は、福岡県知事の認可を受けるとともにホームページに掲載して公表されており、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されている。

借入は行っておらず、平成18～20年度決算で経常利益を計上しており、収支の状況において、支出超過となっていない。

資源配分は、学内予算編成方針を定め、重点的かつ適正な配分が行われているとともに、研究費の競争枠の設定により、より一層の教育研究活動の充実と活性化が図られており、大学の目的を達成するため、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされている。

財務諸表等の公表については、法令に基づき県公報に公示、かつ、大学ホームページに掲載されており、大学を設置する法人の財務諸表等は適切な形で公表されている。

財務に対する会計監査は、研究費内部監査、監事による監査及び福岡県監査委員による監査がそれぞれ適正に実施されており、財務に対して、会計監査等は適正に行われている。

基準 11 管理運営

管理運営組織として、理事会、経営協議会、教育研究協議会を設置するとともに、部局長会議や法人運営会議を設置し、学長（理事長）のリーダーシップを支える体制を整備している。事務組織は、大学改革推進室を設置するなど必要に応じて組織改編を行っている。

危機管理については、安全衛生委員会において安全・危機管理マニュアルの作成等をしている。また、公的研究費の適正使用や研究上、倫理上の安全確保についても、組織を整備して対応している。

大学に対する様々なニーズ把握に関しては、学生へのアンケートや各種会議等を通じて、学生、教職員、学外者から様々な意見を聴取しており、管理運営に反映させている。

監事は、毎年度、業務監査を適切に実施するとともに、財務諸表等の決算書類の会計監査を行っている。

職員研修は、学内外で開催される各種研修、セミナー等に積極的に参加している。

管理運営に関する方針については、法人の中期目標において明確に定められており、これに基づき役員、部局長の選考、職務、権限等を各種規則で規定している。

大学の活動状況に関するデータは、学内の各種会議の議事録は学内ファイルサーバーに保管され、教職員が閲覧できるようになっている。

自己点検・評価については、自己点検・評価委員会を中心に実施しており、その結果は業務実績報告書とし

福岡女子大学

て大学ホームページで公表している。外部者による検証は、福岡県公立大学法人評価委員会による評価を受けている。評価結果は、自己点検・評価委員会等に報告・審議され、各部局の改善へとつながっている。

大学における教育研究活動の状況は、業務実績報告書や入学試験状況や研究者情報データベースなどを大学ホームページで公表するほか、研究活動の成果をまとめた学部紀要など各種刊行物を発行・配付している。

